

第1次桂内閣と立憲政友会（3）

那 須 宏

はじめに

- 1 第1次桂内閣の成立
 - 2 財政整理と企業集中
 - 3 海軍拡張と増租継続（以上、第5巻第1号）
 - 4 総裁＝元老の矛盾
 - 5 日露開戦と軍国議会（以上、第5巻第2号）
 - 6 政友会と桂内閣の接近
 - 7 桂園時代の底流
 - 8 情意投合の序曲
- む す び（以上、本号）

6 政友会と桂内閣の接近

第20議会終了の翌日、明治37年3月31日、政友会は議員総会を開き、松田正久と原敬が総務委員を辞任し、後任には久我通久・長谷場純孝・大岡育造・元田肇・杉田定一が指名され、原は協議員長に就任した。このころから、桂首相は、政友会に接近のそぶりを示しはじめ、野田卯太郎を通じて政権譲渡の意があることを原にもらした。井上馨も、戦時経営の円滑な進行のため、桂内閣と政友会を結びつけるべく奔走していた。西園寺・松田・原は、はじめは桂の一時的術策ではないかと疑ったが、しだいに桂内閣に近づき、戦時・戦後経営の立案・審議過程に参画していった。

4月18日、政友会は総務委員会で協議した結果、「専ら戦時経済上の事項を調査」し、「将来に対する商工業発展の途を求むる」ため、生産調査会

(委員長大岡育造)を設置した。⁽¹⁾ 憲政本党もすでに同種の調査会を設けていた。6月にはいり、政友会生産調査会は、憲政本党の発議に応じ、官民混合の調査会の開催を提議することになった。しかし、原は反対であった。彼は6月22日の日記に、つぎのように書いている。「加藤高明来訪、昨日大石正巳と懇談せし由なり、大石は最初は官立の調査会設置を促がすの意思らしかりしも、加藤の談話によりて其非を悟りたるものと見え、民立の調査会を設くる趣旨なりと云ひたる趣なり、但し此件の起源、大石の云ふ処によれば、大岡育造が大石を訪問せしとき大岡より政友会にも調査あり、進歩党にも調査ありと云ふ事より官民混淆して調査会を設る事の協議をなせしものゝ由にて、大石は兼ての議論にもありたれば大に賛成し、其議政友会にて同意するやを二度までも糺したるに、大岡は間違なしと云ふに付其歩を進め、進歩党内にて相談し、大石が政府と政友会との交渉を托されたるものなりと、又大岡より伊藤侯にも話しくれよと云ふに付過日内話せしに異議もなかりしと、又桂、山本、曾禰等にも内話したるに、曾禰が少しく異議を云ひたる外同意なりしと云へりと、大岡育造の此発言は或は多少政府と通じたる計画らしく思はる、大石も或は進歩党を逆境より救はんとの内心より出たるものならんも知れず。⁽²⁾」このことから、原がいかに桂の術策を警戒していたかがわかる。

6月23日、清浦農相が衆議院各派の代表17名を招待し、桂首相・曾禰蔵相・小村外相・芳川内相・大浦逋相も出席して、官民懇話会が開催された。挨拶に立った清浦は、「時局に関する各般の経営殊に清韓経営に関し」、政府と政党政派がその調査研究にもとつき互に意見を交換して、「挙国一致官民協同の実を挙げ」るのが、懇話会の目的であるといつた。⁽³⁾ 政府は、戦時戦後の経営問題で、政党を自己の側に引き寄せようと考えていたのである。これにたいし、憲政本党の大石は、清浦の提議に賛成したうえで、さらに一步をすすめて、「民立の調査会を設け政府も之に参加し、其の調査終了したるものに対しては政府は之が実行の責に任ずべし」⁽⁴⁾と主張した。政策立案過程の主導

権を政党の側に握ろうとしたのである。政友会の大岡は、官設調査会の設立を強く主張した。原は、「清浦は実業者も同様に招きたる由なれば結局意思疏通して戦後経営に都合を計らんと云ふに在り、大岡は政府の為に周旋したるらしく、又大石は党略と又大風呂敷を例の通り拵げたるものならん⁽⁵⁾」と見ていた。そして、松田とともに、「帰路西園寺を訪ふて其事情を告げ且つ此件は懇談会位に止むる事に内談⁽⁶⁾」した。

6月24日、政友会は本部に総務委員会を開き、松田と原もとくに出席した。大岡はしきりに官設調査会の設立を主張したが、全員これに反対であった。「官設調査会は其効なく且つ操縦の具たるに過ぎざる事は誰も容易に看破した⁽⁷⁾」からである。翌25日、さらに協議員会を開いて、「懇談会位なれば可なり、官設調査会は不可なり、但民設にて大石の云ふが如き事政府に於て同意せば異議なし⁽⁸⁾」と決定した。しかし、原は、「政府に於て大石案に同意せば内閣以外に内閣を造る⁽⁹⁾」ことになるので、民設調査会は見込みのないものと判断していた。その日の午後、帝国ホテルで清浦に招待された人びとと協議した結果、「多数は懇談会に止め置く事に決せり、但し政府に於て同意せば大石案にも異議なきに付、政府に同時に之を告ぐる事⁽¹⁰⁾」になった。そして翌日、原・大石・林有造の3人が桂首相を私邸に訪れ、決議の内容を伝えたところ、「桂は当分懇談会に止め置きたし、調査会を設くるの可否は其上にての事に譲りたしと云ふに付其事に決定⁽¹¹⁾」した。また、次会は桂が招待するということであった。こうして、調査会は見送りとなったが、政党が政府との懇談会に参加すれば、やがて政府のペースに引き込まれ、政府に接近することになるのは、いわば必然の成行きであった。

官民懇談会は、その後、7月26日・9月30日・10月15日と、前後4回にわたって開催された。その歴史的意義は、政党が、戦時戦後の経営や清韓経営のような重要な国務について、政府からはじめて公式に情報を提供され、その立案審議の一端に加わる機会をえたことによって、帝国主義的諸政策の決定過程に組織的に参加する端緒が開かれたことにあった。それは、政党が天

皇制支配機構の一環に組み込まれ、その枠内で一定程度、専制の政策を現実的に制限する途が開けたことを意味していた。

政友会は、8月中旬から9月下旬にかけて、生産調査会のほかに、対韓問題調査会・第三百銀行調査会・京釜鉄道問題調査会・財産相続税に関する調査会を設けた。ついで、議会の召集期が近づくと、慣例により臨時政務調査会を設置することになり、11月15日、総裁から委員が指名された。先に設置された生産調査会は、4月20日に第1回総会を開き、運輸事業・農商工・金融・財政・清韓経営の5つの調査部門、および軍事その他戦時要件(参考調査項目)に委員を配属し、部会および総会を毎週各1回開いて調査をすすめ、とくに急を要するものはこれを政府に警告し、あるいは意見を世に発表するなどした。そして、臨時政務調査会が設置されると、それまでの調査結果を総合して幹部に報告し、これを政務調査会に引き継いで、生産調査会は解散した。また、対韓問題などの各種の調査会も、それぞれ調査をすすめてその結果を幹部に報告し、臨時政務調査会の設置とともに、これに吸収された。^(註)生産調査会をはじめ各種の調査会は、議会閉会中に開設され、戦時・戦後の内治外交全般、とくに帝国主義的対外政策の調査研究にあたった点で、重要な意義をもつものであった。このほか、政友会は、政府・他党との交渉のため、12月2日、松田・原・大岡を交渉委員に指名し、彼らを通じてひんばんに政府と交渉する機会をもつようになった。

この間に、戦局はいよいよ緊迫の度を加えた。第1期の朝鮮作戦は、ロシア側が、日本軍を鴨緑江でくいとめ、また渤海湾からの上陸を阻止して、増援軍がくるのを待ち、そのうえで一挙に反撃に転じる方針をとっていたので、4月下旬、第1軍が鴨緑江岸に集結をおわるまで、戦闘らしい戦闘もなく、開戦当時の大本営の計画通りに進行した。しかし、第2期の満州作戦では、日本側の兵力がしだいに底をついてきた。

5月1日、第1軍は鴨緑江を渡り、九連城・安東一帯を占領した。ついで5日、第2軍が遼東半島の塩大澳に上陸を開始し、26日、金州・南山を占領

した。しかし、2日間の激戦で、日本軍は日清戦争の全死傷者数に近い4,387名の死傷者を出し、大本營を愕然とさせた。6月20日、大山巖を総司令官、児玉源太郎を総参謀長とする満州軍総司令部が編成され、大山のあとの参謀総長には山県有朋が補任された。8月19日、乃木希典を司令官とする第3軍は、5万余の大軍をもって旅順要塞の総攻撃を開始した。結果は1万5,800名の死傷者を出しただけという大失敗におわり、24日、攻撃を中止した。ついで28日、第1・第2・第4軍は、遼陽に向け進撃を開始した。両軍の投じた兵力は、ロシア軍22万4,000、日本軍13万5,000であった。激戦1週間、クロパトキン指揮のロシア軍は1万6,000名の死傷者を出して後退したが、日本軍の死傷者も2万3,000名にのぼり、そのうえ砲弾も欠乏して、ロシア軍の追撃を断念しなければならなかった。10月14日、日本軍はロシア軍と沙河で会戦、同陣地を占領したが、ロシア軍の逆襲をうけて苦戦、3日間で2万5,000名の死傷者を出した。以後、両軍は凍りついた沙河をはさんで対峙したまま年を越した。10月19日、児玉満州軍総参謀長は山県参謀総長にたいし、砲弾不足のため苦戦、北進不可能と打電したが、山県からは「戦機を逸せんとするの恐れあるは返す返すも遺憾なり」との返電があった⁽³⁾だけであった。すでに遼陽会戦から、弾薬の不足は重大な問題となっていた。

沙河対陣の間、旅順攻略をあせった第3軍は、10月26日から第2回の総攻撃をおこなったが、またも失敗におわった。その間に、ロジェストウェンスキー指揮のバルチック艦隊がリバウ軍港を出港したとの報があり、大本營の旅順攻略の督促はいよいよ激しくなった。11月26日、第3回の総攻撃を開始したが、1日たたぬうちに失敗が明らかになった。そこで、翌日から、これまでの正面攻撃を中止して、二〇三高地攻略に全力を注ぎ、28日夜にはいったんこれを占領したが、後援つづかず、数時間後にはロシア軍に奪還された。このとき、軍司令部は敵の砲弾のとどかない後方にあり、増援部隊を前線から1日行程もはなれた所におくという、作戦の初歩的な誤りをおかしていた。満州軍総司令部は第3軍のこの醜態に激怒し、児玉総参謀長が、必要

あれば即時総司令官の名をもって戦闘を指揮しうる権能を委託されて、12月1日、旅順に到着し、みづから戦場にのぞんで全軍を指揮した。かくて6日、ついに二〇三高地を占領した。第3回総攻撃に参加した日本軍6万4,000のうち、死傷は1万7,000に達した。二〇三高地から旅順港内のロシア軍艦をつぎつぎと砲撃し、12月10日までに、旅順艦隊の主力を潰滅させた。要塞のロシア軍は守るべき艦隊を失って士気がくずれ、翌38年1月1日、ロシア関東要塞地区司令官ステッセルは、旅順口攻囲軍司令部に降伏を申し入れた。かくて155日の日数を費やし、総計13万の将兵と393門の火炮を投げ、5万9,000余の死傷者を出した旅順攻略戦は終わった。

このような戦争の推移が、桂内閣と政友会の接近に拍車をかけることになったのは、いうまでもない。11月9日、桂首相は西園寺総裁を訪れ、次期議会における協力を要請した。しかし、このときは、協力をえたいというだけで、提携もしくは後日の内約というような深入りしたものではなかった。11日、桂は衆議院各派の代表19名を首相官邸に招待し、曾禰蔵相から38年度総予算と軍事費予算の内容を説明し、山本海相と小村外相が軍事・外交の経過をのべた。翌12日、貴族院各派にも予算を内示した。そして、16日、桂は首相官邸で小村とともに政友会の原・元田、憲政本党の犬養・大石と会見し、外交にかんして懇談した。その席上、両党は、政府がすでに5月31日の閣議で、「一 適當の時機に於て、韓国を我か保護国となす乎、若くは之を我国に併合すへし。二 右の時機到来するまでは、政事上、外交上、軍事上、保護の実権を収め、經濟上に於ては、益々我か利益の發展を計る⁽⁶⁾へし」との方針を決定し、翌日上奏裁可をえていると知らされた。韓国問題の解決について、その手段には多少の相違があったが、終局の目的では政府と政友会の意見は同じであった。その他、満州問題・清国問題などを内談したが、大きな相違はなかった。⁽⁶⁾しかし、議会の開会が近づくと、財政計画の点で政憲両党のあいだにはかなりの隔たりがあることが、しだいに明らかになってきた。

11月26日、政友会は大会を開き、「必要の戦費は之が弁給を辞せず」との

宣言⁽⁶⁾を決議して、政府支援の態度を表明した。同じ日、憲政本党も大会を開き、財政問題について、「我党は政府の増税計画に対し相当なる修正を加へ、行政を整理して諸般の経費を節約し、其の足らざるものは公債に依り之を補填せしめんことを期す」との決議⁽⁷⁾を發表し、政府批判の態度をとった。

第21議会は、11月28日に召集され、30日に開院式を挙行した。この日、政府は、明治38年度総予算、臨時事件費追加予算、および、これに関連する各法律案ならびに緊急勅令を提出し、議会の協賛および承諾をもとめた。

明治38年度総予算は、歳入3億0,436万円、歳出2億1,154万円、歳入有余9,282万円、であった。巨額の歳入有余を生じたのは、政府が軍費捻出のため、鉄道建設および改良・国債償還・学校および監獄建築・土木・教育・台湾および北海道経営などの諸事業を繰り延べ、また前年来の宿題である行政整理をおこない、徹底的な臨戦即応体制の予算を編成したからであった。このほかに、予算実施上、陸海軍經常軍事費に約3,000万円の不用残額を生じる予定であったので、予算の歳入有余とあわせて約1億2,000万円を臨時事件費特別会計へ繰り入れ、軍資に供する計画であった。しかし、歳出削減の大部分は事業の繰延べによるものであり、行政整理による節減額は200万円にすぎなかった。政友・憲政両党は、これをもって微温なりとし、増税案修正に基因する約1,000万円の歳入欠陥の大部分を、行政整理によって補填することを要求し、再三政府と交渉したが、政府はその余地なしとしてこれに応じなかった。結局、政府と両党とのあいだに、行政費100万円節減・陸海軍経費50万円剰余の妥協が成立し、明治38年度総予算は、歳入において3万円、歳出において102万円を削減し、ほぼ政府原案どおりに成立した。

臨時事件費の追加総額は7億8,000万円にたった。そのうち、臨時軍事費の追加額は7億円、これにたいする財源は、歳計剰余4,327万円、増税収入8,272万円、特別会計資金繰替え800万円、公債・国庫債券および一時借入金5億6,600万円であり、ほかに、8,000万円の臨時事件予備費を設け、歳計剰余をもってこれにあてる計画であった。

政府は、臨時軍事費の重要な財源である特別会計資金の繰替え使用および公債募集のため、臨時事件費支弁に関する法律案を提出した。その内容は、前期議会在が協賛した同名の法案と同じであった。ただ、議會召集前に、政府は財政上の必要処分として、すでに1億2,000万円の公債を外国市場に募集していたので、今後この法律により募集することができる公債は、4億5,000万円以内とされていた。さらに、政府は、臨時軍事費の財源の一部にあてるため、非常特別税法中改正法律案を提出した。第2次非常特別税の内容は、地租・營業稅・所得稅・酒稅・砂糖消費稅・登録稅・取引所稅・狩猟免許稅・鈷業稅・売藥營業稅・印紙稅および各種の輸入稅を増徴し、あらたに小切手に印紙稅を、砂金採取業者に砂金採取稅を、汽車・電車・汽船の乗客に通行稅を、毛織物以外の織物に消費稅を、米および粃に輸入稅を課し、行政訴訟の訴狀に印紙を貼布させるものであった。そのほか、あらたに相続稅を起し、塩の專賣を実施して、財源を補強するため、各法律案を提出した。政府案では、増稅により6,648万円、塩專賣により1,624万円、あわせて8,272万円の増収をうる予定であった。

なお、臨時軍事費の歳入歳出追加額は臨時事件費特別会計追加予算中に掲げ、これに関連する増稅等の収入・国庫剰余金繰入れ・臨時事件予備費などは、38年度追加予算に掲記されていた。38年度追加予算の歳入は8,272万円、歳出は2億0,600万円であった。歳入はすべて増稅収入(專賣益金を含む)であり、歳出は一般会計から臨時事件費特別会計へ繰入金1億2,600万円(うち、増稅収入8,272万円、歳計剰余4,327万円)および臨時事件費予備費8,000万円(すべて歳計剰余)の2件であった。したがって、臨時事件費特別会計に繰り入れられる国庫剰余金は、1億2,327万円であった。

衆議院の各派は、軍事費の総額と公債募集にかんしては、だいたいにおいて政府案に賛成であったが、増稅については、煩苛にすぎるとして、非難の聲が高かった。政府は、増稅計画について、政憲兩党のあいだに異論があるのを知り、あらかじめこれと妥協をはかるため、兩党の領袖に会見をもとめ

てきた。そして、この妥協交渉が、桂内閣と政友会との親近、政友会と憲政本党との阻隔の契機となった。

12月4日、政友会は、協議委員会ならびに臨時政務調査会を開き、7日に政府と交渉することを決定して、財政計画の審査を結了し、6日の議員総会にはかったが、わずか3票の差で、政府との交渉は2日間延期することになった。この日の午後、桂首相が再三面会をもとめてきたので、原が電話でその用件をたずねたところ、「桂自ら電話口に出て政友会の決議は政府の意見に近く、同意することを得れども、進歩党の決議は政府の意見に甚だ遠し、交渉の際に如何すべきやとの相談に付、後刻延期通知の爲め大岡参るべきに付、篤と内談ありたしと返答したり。」夜になり、大岡が来訪して、桂との内談の結果を原につたえた。それによると、「政府は政友会を基礎として行動するの決心もあるに付、進歩党の決議と政友会の決議と合一せざるときは、政友会の決議に従ふ積」ということであった。原は、翌日、松田と相談して、「現内閣もし政友会に信頼し我党の決議に従ふときは、自然進歩党と我党と遠かるの結果を生ずべし、是れ我党に取りて大切なる事柄なれば、桂の意思を慥むること必要なり」との結論にたった。西園寺も同意見であった。そこで、彼らは、伊藤を介して桂の意思を確かめることにした。

12月8日、伊藤からの連絡をうけて原が訪問すると、伊藤は、「桂を招き内談したるに、桂は将来深く政友会に信頼する決心なることを確言せしに因り、尚ほ直接面談すべし」とすすめた。夕刻から、西園寺・松田・原の三者が相談した結果、午後10時半、原は桂をその私邸に訪れ、「一時半過まで胸襟を開らき内談」した。原と桂の密談の内容は、原の日記によると、つぎのようであった。

「桂は内閣組織以来の事情を説き、今後は到底政友会に信頼して政局を進行するの外なし、進歩党とは俱にすること能はず、明日政進両党の領袖と交渉するも政府は断乎として政友会の案に従ふべし、然る上は政進二党の間離隔するも決して政友会をして面目を失はしめ、又は不幸に陥らしむることを

なさず、飽までも政友会に頼るべしと云ふに付、余も従来桂内閣に反対の位置に立たる理由を説きたる上に、我方には何等求むる所なし、金銭は勿論のことなり、其他一切何等の条件もなし、要するに政府の決心次第にて……彼我の意思合一せざれば不可能に属す、政府の決心如何、露骨に云へば、共に政事の局に当ると云ふも一の決心なり、又政府は政友会の意見を容れ政友会は政府の意見を容るゝと云ふに止まるも一の決心なり、又互に親和するに止まるも一法なり、結局政府の意思は何れにあるやと糺したるに、桂云く、戦時中は内閣の組織を変ずる意思なし、又此戦争に関する責任は自ら取るべきものと信ずれば、戦時中は閣員を動かさざる決心なり、戦後に至り若し自分此職に止まることとならば、諸君と相談の上内閣に立つべし（即ち共に内閣を組織するの意思と解せり）、若し自分此職を退くこととならば、曾て屢々云ふ如く西園寺を総理に推薦すべき決心なり、山本（現海相）もあれども是れは総理たるに適せず、到底西園寺を除きては其人なしと云ふに付、余は十分其意を諒せり、我に何等求むる意思なければ夫れにて宜し、就てはこゝに二つの要件あり、君の決心然る上は万一進歩党と離隔するも政府を助くべし、去りながら出来得る丈けは進歩党をして我と同方向に往かしむるを努むるを得策なりとなすに付、政府は依然進歩党と提携するものなりと疑ふことなけれ、其次はよし君が内閣を去りて西園寺に譲るも直に反対の地位に立たず、十分其内閣を助くべしと云ひたるに、桂は尤もの次第なりとて其意を諒せり。」

原が「進歩党をして我と同方向に往かしむる」という条件をつけたのは、当時、政友会は139議席で過半数をはるかに割っていたので、憲政本党との提携を絶つわけにもいかなかったからである。この夜の密約は、「政府にては桂と曾禰荒助、山本権兵衛の三人の間に止め、政友会にては西園寺と松田正久と余〔原〕との間に止むることとなし、政府も余等も漸次此方針に向ふこととなせり。」⁽⁶⁾これは事実上の「情意投合」であった。そして、憲政本党は、ふたたび政友会に出し抜かれることになった。桂の話によると、原に会

見を申し込んだのは山本海相の徳憑によるということだったが、すでに第20議會終了のころから、桂は、たびたび、野田卯太郎をつうじて、政友会との提携の意思を原につたえており、それがいま、財政計画の審議を契機に実を結んだのである。

同じ日の午前、政友会は、本部に議員総会を開いて軍事費および増税諸法案について協議し、臨時政務調査会の査定案をことごとく可決した。翌9日午後1時から、衆議院議長官舎において、政友会の交渉委員松田・原・大岡と憲政本党の代表者犬養毅・鳩山和夫・武富時敏が会見し、政府との交渉に先立って打合せをおこなったが、両党の増税にたいする査定案は、第5表のように、はなはだしく懸隔していた。原によると、「進歩党の決議は増税案を刪減したる不足は公債に依るの原則を取りたるものなれば、政府案に対し距離遠く三千余万円の欠額あり、政友会の決議は政府案に近く凡九百万円を

第5表 政友会・憲政本党の査定案対照

	政 友 会	憲 政 本 党
地 租		
市街宅地	地価100分の25	100分の20
郡村宅地	〳 100分の11	100分の8
その他の土地	〳 100分の5.5	100分の5
所得税	納期を4期に変更	500円以下据置
酒 税	ビール税1石50銭を増徴	政府案
輸 入 税	繭を追加し税率を増加	同 上
小切手印紙税	政 府 案	否 決
通 行 税	1・2等を増加	政 府 案
織物消費税	売上価格の1割を課税	同 上
米・粳輸入税	従価1割に減率	同 上
塩 専 売 税	政 府 案	半 減
相 続 税	同 上	法 文 修 正

* 『立憲政友会史』第2巻、180ページ以下、『東京朝日新聞』明治37年12月9日より作成。

* 営業税・砂糖消費税・醬油税・登録税・取引所税・狩猟免許税・鉱業税・売薬免許税・印紙税・砂金採取地税・行政訴訟印紙税は、政友会・憲政本党ともに政府案どおり。

減じたるのみなりしに因り進歩党との相談は纏らず、斯くては今日の会見を見合すべしなど進歩党の委員は云ひたるも、延引したりとて両党意見の調和は困難にて同様なれば、寧ろ未協定は未協定の儘にて政府と会見し、其上にて不得已延期するも可ならんと主張したれば、一同余の意見に同意し、兎に角約の如く政府の人々と会見すべしと決し一同首相官邸に赴きたり。」

政憲両党の代表者は、9日午後4時から、首相官邸において桂・山本・曾禰の3相と会見し、交渉を開始した。双方互にその主張を譲らず、交渉は難航したが、ようやく翌日午前1時半にいたり、妥協が成立した。妥協案の内容は、つぎのとおりであった。1) 地租の新增徴率を、市街宅地は原案の100分の20から100分の12(定率および第1次増率とあわせて100分の20)に、郡村宅地は原案100分の7から100分の2(同100分の8)に、その他の土地は原案100分の1.8から100分の1.2(同100分の5.5)に、それぞれ低減する。2) ビール税1石につき50銭を増課する。3) 砂糖消費税は、各種ともに政府案の税率に各50銭を増す。4) 輸入税は、各種の繭にたいして、あらたに従価1割を課す。5) 通行税は、1・2等の税率を政府案以上に増す。6) 織物消費税は印紙税に改め、従価1割の印紙を貼用させる。7) その他の非常特別税、相続税および塩専売制度は、政府の原案を是認する。

以上の妥協案は、だいたいの原則を協定したにすぎなかったが、要するに、「市街宅地、郡宅地の増税は進歩党案により、田畑以下は政友会案によりて妥協成立し、其他は大概政友会の案なりしが、結局一千四百万の歳入不足を告げ、一千万円は政府責任を以て填補の道を講じ、残四百万円は砂糖を始め各種の増税を加算して填補」したものであった。

12月10日、政友会は、議員総会を開いて政府との交渉の経過および結果を報告し、ことごとく妥協案のとおり承諾をえた。この日、憲政本党も議員総会で妥協案の承認をえたが、憲政本党の査定案は妥協案とかなり懸隔していたので、異論百出し、妥協否認をとなえるものが少なくなかった。

政府は、いったん増税法案を撤回し、妥協案を基礎としてこれを修正し、

議会に提出した。衆議院は、特別委員会において、妥協案のほかに所得税率を改めて約50万円を削減し、17日、非常特別税法改正案を可決した。また、相続税法案は、税率および課税標準に若干の修正をくわえて可決し、塩専売法案も、塩の売下率を限定して可決した。つづいて、28日、貴族院も可決し、増税案は成立した。

政憲両党との妥協の結果、政府当初の予定歳入は約1,000万円を減少し、さらに所得税率の変更により約50万円を減少したので、歳入不足額は1,050万円にたった。そこで、政府は、酒税の納期を改めて約200万円を増収し、行政費100万円・陸海軍省経費50万円を節減する計画を立てたが、なお700万円の不足であった。政府は、この欠陥を填補するため、あらたに軍資献納金150万円・雑収入50万円の2科目を設け、残りの500万円は公債を増募して予定の歳出をまかなうことにした。結局、臨時軍事費追加予算の歳入内訳は、第6表のように修正された。政府は、いったん臨時事件費追加予算を撤回して修正をくわえ、ふたたびこれを議会に提出し、両院の協賛をえた。これにともなって、明治38年度追加予算にも、増税収入を860万円減少し、歳計剰余を160万円増加する修正をくわえ、一般会計から臨時事件費特別会計への繰入金1億2,600万円を1億1,900万円に改めた。また、公債募集と特別会計資金繰替えにかんする臨

第6表 臨時軍事費追加予算歳入内訳

時事件費支弁法律案は、
募債金額500万円を増加して両院の協賛をうけ、
1億2,000万円募債の緊急勅令も両院の事後承諾をえた。かくて第2次戦時財政計画は、ことごとく帝国議会を通過した。

第2次非常特別税・相

	確定案	増減額
	千円	千円
一般歳計剰余	44,880	+1,600
増税等の収入	74,120	-8,600
特別会計資金繰替え	8,000	0
軍資献納金	1,500	(新設)
雑収入	500	(ク)
公債募集金	571,000	+5,000
合計	700,000	0

* 大蔵省編『明治37・8年戦時財政始末報告』および工藤武重『帝国議会史綱』（明治篇）により作成。

続税および塩専売による歳入増加予定額は、第7表のとおりである。増税総額のうち、地租の占める割合が25.3パーセントでもっとも多いということとは、第1次増税と変りがない。塩専売がこれにつぎ、以下、印紙収入・営業税・所得税・相続税・通行税の順である。地租は、第1次非常特別税で増徴されたが、地租付加税を制限して地方費の負担を軽減したほか、あ

第7表 第2次増税収入等確定案

	金額	百分比
地 租	18,640,678	25.3
所 得 税	5,286,462	7.2
営 業 税	5,809,007	7.8
酒 税	2,566,083	3.5
砂 糖 消 費 税	2,400,104	3.3
売 薬 営 業 税	89,279	0.0
鋳 業 税	1,389,586	1.8
取 引 所 税	432,566	0.6
沖 繩 県 酒 類 出 港 税	66,577	0.0
関 税	2,687,626	3.6
通 行 税	3,188,180	4.3
相 続 税	4,309,596	5.8
印 紙 収 入	11,023,388	14.9
塩 専 売	16,239,667	21.9
合 計	74,128,799	100.0

* 大蔵省編『明治37・8年戦時財政始末報告』99~100ページ。

らたに米・粳に輸入税を課し、麦・豆の輸入税を増して、農民の利益を保護することとなり、また宅地地価は法定地価よりもいちじるしく騰貴しているだけでなく、宅地を所有する者は中産以上であるとの理由によって、ふたたび増徴されることになった。地租の増徴額のうち、市街宅地は24.2パーセント、郡村宅地は11.6パーセント、その他の土地は64.2パーセントであり、今回もまた、地租増徴は農村負担の増大に帰したのである。

第2次の増税においては、塩専売をのぞけば、第1次に比して、むしろ直接税に財源がもとめられていることが注目される。消費税・関税に通行税をくわえたものが14.7パーセントであるのにたいして、所得税・営業税・鋳業税・相続税の合計は、全増税額の22.6パーセントとなっている。このことは、消費税がすでに限界まで増徴され、余裕を残さなくなっていたことを示すものにほかならない。所得税は、第1次非常特別税で7割増徴され、今回

さらに8割を増して15割とする計画であったが、議会における税率修正によって、法人にたいする増税はいちじるしく緩和され、資本利子にたいする課税も、国債政策を口実にして、極力回避された。相続税は、戦時緊急の財源のひとつと考えられたのであるが、戦後もこれを恒久化する予定で、単独法として創設された。総じて、全増税額中に占める市街宅地以外の地租の割合19.0パーセントに塩専売の益金21.9パーセント、消費税・関税および通行税の14.7パーセントをくわえれば、第2次増税の52.7パーセントは、農民および勤労階級の負担するところとなったのである。

こうして、軍国議会は、挙国一致の実をあげ、政府の提案した戦時財政計画をことごとく協賛したが、その底流では、政党による専制の制限、絶対主義機構の内部からの改革の動きが、すでにその胎動をはじめていた。すなわち、政友・憲政両党は、増税案修正の結果、約1,000万円の収入減をきたしたので、これを機会に大いに行政を整理し、それによって生じた財源で歳入欠額の大部分を補填しようとした。予算委員会も、この方針で審査をおこなった。両党の代表者は、具体的な行政整理案を作成して政府と交渉したが、そのなかには、警視庁・郡役所・林区署・鉱山監督署の廃止など10数件がふくまれていた。結局、政府と両党とのあいだに150万円節減の約束が成立し、行政整理問題は39年度の宿題となったが、政党が行政整理を手掛りにして絶対主義機構の改革をはかろうとしたことは、注目すべき事実であった。

これらの改革のうち、第21議会に提出されたのは、郡制廃止法案(提案者、尾見浜五郎・無所属組)と郡役所廃止建議案(提案者、佐藤虎次郎・政友会)であった。郡制廃止法案は、衆議院の委員会でも多数をもって可決されたが、本会議では、政友会がすでに政府の歳入補填案をうけ入れたのちだったので、委員会報告を延期し、審議未了とされてしまった。また、郡役所廃止建議案は、委員会において、平和克服の翌年からこれを実施するとの意味を挿入して可決されたが、郡制廃止法案と同じく、本会議で審議未了となってしまった。

政憲両党は、このほかに、衆議院議員選挙法の根本的改正を期し、それぞれ

れ党内に委員会を設けて調査した結果、「単記無記名は此まゝにても宜しきも小選挙区となすこと必要なり」という説に一致し、法案を作成して第21議事に提出しようとしたが、党内の異論を調整することができず、法案提出は見送られた。

かくて機構改革案はなんら実現をみることなくおわり、第21議会は、2月27日、閉会となった。

この間に、日露戦争の戦局は、いよいよ終盤にはいていた。沙河をはさんで冬営中の北方戦線で、1月25日、ロシア軍は突如として、10万の大軍をもって、黒溝台付近の日本軍左翼に猛烈な攻撃をかけてきた。日本軍は、29日、ようやくこれを撃退したが、当初防衛にあたっていた第8師団は9,000名の死傷者を出し、死傷率は50パーセントをこえた。その後、日本軍は、あらたに編成された鴨緑江軍を満州軍総司令官の指揮下に入れ、第3軍を旅順から北上させ、3月1日、奉天をめざして総攻撃を開始、10日、これを占領した。このとき、日本軍の左翼をうけもった第3軍は、奉天背後で鉄道を断ち切るのにあと一步のところまで進撃したが、ロシア軍の逆襲にあつて、包囲殲滅の目的は達成できなかった。日本軍は参加兵員24万のうち死傷約7万名、ロシア軍は32万のうち死傷約6万・捕虜約3万で、ロシア軍に再起不能の損害をあたえるまでにはほど遠かった。

奉天会戦のころから、日本の戦力はすでに限界にたっていた。兵力は予備・後備のすべてを召集してもはや動員の余力なく、兵器・弾薬の欠乏もいちじるしく、そのうえ、戦線が北方に移動するにつれて兵站線が延び、それ以後の作戦の見通しはまったく立たなくなった。

3月13日、大山満州軍総司令官は「政策ト戦略トヲ一致セシムルノ要義」を大本營の山県参謀総長に打電した。奉天会戦後は、「敵カ此損害ヲ医シ戦力ノ恢復スルノ困難ナルト同時ニ、十四五万以上ノ損傷ヲ補充スルモ亦短時日ノ能クスル処ニアラス。故ニ我戦力ヲ恢復スル迄ハ妄ニ大兵ヲ動力サ、ルヲ緊要トス。偕テ我戦力恢復後ニ於ケル戦略ハ我政策ト一致スルヲ要ス。換

言スレハ、益々進テ敵ヲ急迫スヘキヤ果タ持久作戰ノ方針ヲ取ルヘキヤハ、一に政策ト一致スルニ非レハ、幾万ノ生命ヲ賭シテ遂行セラルヘキ戦闘モ、無意味否無結果ニ終ルヘシ。若シ戦略上ノ成功ニヨリテ政策ノ取ルヘキ方針ヲ決定セントスルカ如キコトアラハ、真ニ軍隊ハ無目的ノ損害ヲ嘗メサルヘカラス。……殊ニ奉天附近ヨリ鉄嶺以東ニ亘ル山地ヲ越エテ大軍ヲ進ムル為メニハ、兵站ノ施設上至大ノ準備ヲ要ス。故ニ敵ニ殆ト再ヒ立ツ能ハサル損害ヲ与ヘタル今日ニ於テ、今後ノ戦略ヲ政策ト一致セント欲スルヲ以テ、敢テ閣下ノ高見ヲ仰ク。」この大山の意見は、講和の催促にほかならなかった。

山県参謀総長も、3月31日、寺内陸相の同意をえて、桂首相・小村外相・曾禰蔵相に長文の意見書を提出し、政戦兩略論を開示した。「且つ夫れ哈爾賓を奪ひ、浦塩斯徳を陥るゝも、未た以て敵に致命傷を与へたりとは云ふへからず。……否な今日迄の情勢によりて之を案するに、彼れは莫斯科、彼得堡にまで、侵入せらるゝに非されは、決して自ら和を乞ふか如きことなかるへきなり。去れは愈々進んで哈爾賓を攻撃するには、須らく非常の忍耐力を發揮し、敵国の首府にまで、進入するの決心を以て、之に従事せざるへからざるなり。」「坐して守勢を取るも、進んで攻勢を取るも、孰れにしても前途悠遠にして、容易に平和を回復し得るの望みなく、而して我れは已に大に考慮を費さる可からざる者あり。第一、敵はその本国に尚強大なる兵力を有するに反し、我れは已に有らん限りの兵力を用る尽し居るなり。第二、敵は未た將校に欠乏を告げざるに反し、我れは開戦以来、已に多数の將校を欠損し、今後容易に之を補充すること能はざるなり。此二点は、守勢を取りて、現在の占領地に拠るとするも、必ず速かに補足するの手段を取らざる可からず。況んや進んで攻勢を取らざる可からざるに於てをや。」

こうして、山県は、もはやこれ以上戦争を続けることはできないという理由をあれこれとあげながらも、「但し作戰の計画につきては、吾等自ら信する所あり」と虚勢をはり、「望む所は、諸君か能く国家の大政策を確立し、今後数年間の戦争を継続して、事に戦闘に従ふ者をして、後顧の患なからし

むるにあるなり」と、いっさいの責任を政府におっかぶせた。⁽⁶⁴⁾

児玉満州軍総参謀長は、山県以上に戦争の長期化をおそれていた。彼は、3月28日、奉天会戦の詳報奏聞のため、極秘裡に帰国したが、そのとき、新橋駅に出迎えた長岡外史参謀次長に、「おれは戦争を止むるため上京したのだ⁽⁶⁴⁾」といった。児玉が「滞京中当局主脳者に今や戦局収拾の秋なりと説けるは、公然の秘密⁽⁶⁵⁾」であった。

4月21日、参謀総長室において作戦会議が開かれ、山県・桂・寺内・児玉・長岡が出席した。参謀本部提出の議題は、一、満州軍は政略と一致してハルピンを占領すべし、二、北韓軍はなるべく急に前進して韓国内に敵の一兵をも止むべからず、三、速かに樺太島を占領す可し、という作戦方針の決定、およびその実施に要する兵站諸設備に関する案件であった。席上、樺太行について、寺内と児玉・桂とのあいだにやり取りがあり、「山県総長はこの間始終無言で何事も言わなかった。会議は少し白けた模様にて、樺太行取止めの動議はうやむやのうちに葬られたが、行くも行かぬとも定らぬ。⁽⁶⁶⁾」「臨時一軍を編成してウラジオストックを攻撃すべしという一段は遂に否認せられた。けだし児玉大将帰来し、政府側に向って第一の注文は戦争を始めたるものは戦争を止める技術がなくてはならぬ。この上貧乏国が戦争を続けて何になるかと言うに在りしものの如し。而して頭株の議論も如何にも尤もということになったらしい。満州軍は政略と一致してという妙な字が挿まれた所以にて、このところ戦争切上げとは言われぬからハルピン占領と大きく出したのであるらしい⁽⁶⁷⁾」と『機密日露戦史』は書いている。

このような軍の要請をうけて、4月8日の閣議は、ロシアの実情と列国の態度を検討したのち、「戦争ハ尚永引クモノト覚悟シ、之ニ応シ持久ノ策ヲ講スルノ外ナシ」と認め、つぎのような方針を決定した。「一、作戦ニ在リテハ従来我軍カ著々占ム得タル地位ハ之ヲ抛守シ、尚事情ノ許ス限り今日ヨリモ一層優勝ノ地位ヲ占ムルニ努ムルコト。二、外交ニ在リテハ事情ノ許ス限り迅速且満足ニ平和ノ克復ヲ計ル為メ、今ノ時期ニ於テ適當ノ手段ヲ執リ

我終局ノ目的ヲ達スルヲ期スルコト⁽⁶⁰⁾。」つづいて21日、「講和条件予定の件」を閣議決定し、同日、裁可をえた。奉天帰營の途次、「韓帝の客舎にあって、この要求項目の内報に接した児玉大將は、流石に条件中に軍費賠償の一条があるのをみて、『桂の馬鹿が償金をとる気になっている』と語り、来訪の古市公威男に『折角君に京釜鉄道を敷いて貰ったが、今に熨斗⁽⁶¹⁾をつけて露に進上するようになるかも知れん』と談笑した由。彼我の実勢を知る児玉大將には、局面を確かに悲観的に觀察されたのであろう。」このころ、バルチック艦隊は東航の途にあり、形勢なお逆睹しがたいものがあつた。

5月27～8日、日本の連合艦隊は、対島海峡にバルチック艦隊を迎え撃つて、これを殲滅した。バルチック艦隊38隻のうち、戦艦6隻をふくむ20隻を撃沈し、5隻を捕獲、2隻を逃走中に沈没または坐礁させた。ウラヂオストークに逃げこんだのは巡洋艦1隻・駆逐艦2隻にすぎなかった。残りは中立港に逃げこんで武装解除された。日本の損害は水雷艇3隻だけであつた。

この日本海海戦の勝利は、満州のロシア陸軍に重大な直接の打撃をあたえるものではなかつた。「しかし国論殊に民間では、この大勝利によって、かえつて講和論には耳を傾けず、一斉に哈爾濱に進撃せよ、浦塩を占領せよ、と唱える有様⁽⁶²⁾であつた。」だが、日本の戦力はすでに限界にたつていたので、この好機をとらえて、講和の実現をはからなければならなかつた。政府は、かねての廟議にしたがい、米大統領に日露講和の友誼的斡旋を依頼することに決し、5月31日、高平小五郎公使に電訓した。かくてルーズベルトの斡旋により、8月10日から、アメリカの軍港ポーツマスにおいて、日露の講和会議が開始された。日本政府は、7月29日の桂・タフト覚え書と8月12日の第2回日英同盟協約により、アメリカおよびイギリスと東アジア分割の帝国主義的協定をなしとげ、両国から日本の朝鮮支配を認められて、ポーツマスの講和会議にのぞんだ。

これよりさきの3月25日、政府は、第21議会で成立した臨時事件費支弁に関する法律にもとづき、第4回5分利付国庫債券1億円を発行した。発行条

件は、利率5分、発行価格90円、償還期限7カ年、銀行手数料1,000分の5、であった。奉天の大勝ののちにもかかわらず、利回りは実に8.25パーセントという高利であった。そのため、応募額は募集額の4.8倍、うち外国人の申込は8,262万円にたった。つづいて5月1日、第5回国庫債券1億円を募集した。発行条件は前回と同じであった。応募額は今回がもっとも多く、4.9倍にたった。しかし、募債予定額にはなお足りなかったため、政府は、さらに外債を募集することにした。おりから、ロンドン市場における日本公債の価格は、いちじるしく騰貴していた。

政府は、2月6日、日本銀行副総裁高橋是清を「帝国日本政府特派財務委員」に任命した。高橋は、はじめ渋っていたが、井上馨の骨折りで、従4位に陞叙され、貴族院議員に勅選されて有卦に入り、再度渡欧することになった。2月11日、紀元節の当日に、外債募集に関する命令書および政府の委任状を交付され、17日、横浜を出発した。そして、3月24日、第1回4分半利付英貨公債3,000万ポンド(2億9,289万円)の発行契約が成立し、ロンドンとニューヨークで半額ずつ募集することになった。発行条件は前回よりも改善され、利率は6分から4分半に低減され、償還期限は7カ年から20カ年に延長されたが、なお煙草専売益金が担保に提供された。応募申込は3月29日から受付開始されたが、ロンドンでは同日締切で募集額の約11倍、ニューヨークでは翌日締切で募集額の約7倍にたった。その後も戦局の進展にともない、巨額の軍費補給が必要となった。そこで、政府は、7月8日、緊急勅令をもって、さらに公債3億円を募集しうることとし、第2回4分半利付英貨公債3,000万ポンドを、イギリス・アメリカ・ドイツの3国において、それぞれ1,000万ポンドずつ発行することにした。発行条件は前回と同じであった。ロンドン・ニューヨークは11日、ベルリンは12日から募集を開始したが、応募成績は良好で、ロンドン・ベルリンでは約10倍、ニューヨークでは約4倍半の申込があった。

前後4回にわたる英貨公債8億円は、一部は軍需品の輸入代金にあてら

れ、一部は国内における戦費の支出に使用された。そして、後者に相当する部分は、日本銀行の正貨準備を増加させ、兌換券の発行高を増加させた。これが日露戦時から戦後にかけてのインフレーションの原因であり、それはまた、その後数年ならずして襲来した恐慌の原因になった。そして、この反動期において、日本は貿易の逆調・為替の危機・正貨の不足を痛感し、その解決を帝国主義的な方法にもとめるほかなき⁽⁴⁾にいたった。「即ち、ヨーロッパ資本の帝国主義的性質は、日露戦争の当事者を通じ、新たに強力な権力を、自己の生存の条件たる世界の一環の内に創造したのである。」

- 注 (1) 小林雄吾編『立憲政友会史』第2巻, 133ページ。
 (2) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻続, 168ページ。
 (3)(4) 『立憲政友会史』第2巻続, 136~8, 139ページ。
 (5)(6)(7)(8)(9)(10)(11) 『原敬日記』第2巻続, 170~1ページ。
 (12) 『立憲政友会史』第2巻, 140ページ以下。
 (13) 谷寿夫『機密日露戦史』原書房, 1966年, 435ページ。
 (14) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』坤巻, 250ページ。
 (15) 『原敬日記』第2巻続, 199~200ページ。
 (16)(17) 『立憲政友会史』第2巻, 164~5, 173~4ページ。
 (18)(19)(20) 『原敬日記』第2巻続, 203~4ページ。
 (21)(22)(23)(24) 同上, 205~7ページ。
 (25)(26) 同上, 208~9ページ。
 (27) 大蔵省編『明治37・8年戦時財政始末報告』168ページ。
 (28) 藤田武夫『日本資本主義と財政』305~9ページ。阿部勇『日本財政論 租税』314~6ページ。
 (29) 『原敬日記』第2巻続, 196ページ(明治37年11月7日)。
 (30) 工藤武重『帝国議会史』第3篇, 388ページ。
 (31) 陸軍省編『明治軍事史』下巻, 1479ページ。
 (32)(33) 『公爵桂太郎伝』坤巻, 246~8ページ。『公爵山県有朋伝』下巻, 678~80ページ。
 (34)(35) 『機密日露戦史』314, 659ページ。
 (36)(37) 同上, 317, 566ページ, 傍丸原文。
 (38)(39) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻, 文書235ページ。
 (40) 『機密日露戦史』645~6ページ。

- (41) 同上, 636ページ。
- (42) 井上侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第5巻, 75ページ以下。
- (43) 大内兵衛『日本財政論 公債篇』(改造社版『経済学全集』第22巻) 1932年, 107ページ。

7 桂園時代の底流

政党とくに政友会が、天皇制支配機構の一環にくみこまれてその政策立案過程に参加するようになり、専制と政党との新しい関係が形成されるにともなうて、議会と政党の組織・構成にも、重大な変化が生じていた。

まず、議会の内部組織についてみると、衆議院が第21議会から党派別議席制をとるようになったことが注目される。本会議の議席順は従来抽選によって決めていたが、それでは党派の活動に不便なので、政友会は憲政本党と交渉して党派別制度をとることにし、第21議会の冒頭に衆議院規則改正案を提出し、「議員ノ議席ハ毎会期ノ始ニ於テ議長之ヲ定ム、但シ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ変更スルコトヲ得」(第15条)と改めた。その結果、議長席正面中央の通路を境にして、その左右に政友・憲政両党の議員を配置し、その幹部にはとくに形勝の席をあたえ、小会派および無所属議員は両脇あるいは後方の一隅に配置されることになった。また、第21議会以後、議事・発言の順序その他の事項を協議するため、各派交渉会が設けられ、小会派は院内活動において少なからぬ制限をうけることになった。さらに、政友・憲政両党は、常任委員および特別委員を議長の指名から選挙に改めて、予算委員をはじめ主要な委員を独占した。このような内部運営の改革は、戦時財政計画にかんする対政府交渉から、小会派が締め出されたこととあいまって、多数党専横の非難をたかめた。しかし、それは、衆議院の政党政治化傾向の必然的な結果であった。

日清戦争後における資本主義の急速な発展にともなうて、衆議院の政党政治化がすすむと同時に、その階級の性格にもいちじるしい変化が生じつつあ

第8表 衆議院議員の職業構成

選挙回数	施行年月	地主的勢力						ブルジョアの勢力									無職	その他	合計
		農林業	鉱山業	官吏	軍人	市町村長	小計	工業	商業	社員	銀行員	弁護士	著述・記者	医師	教員	小計			
1	明治 23.7	120	0	60	0	30	210	10	11	6	7	22	20	3	0	79	8	3	300
2	25.2	164	0	18	0	13	195	8	15	8	7	21	15	3	0	77	24	4	300
3	27.3	183	0	1	0	0	184	6	15	11	5	30	16	5	0	88	23	5	300
4	27.9	185	0	7	0	0	192	7	15	11	5	24	18	1	0	81	21	6	300
5	31.3	146	4	2	0	0	152	1	27	20	4	25	8	4	0	89	46	13	300
6	31.8	144	5	17	0	0	166	2	25	15	7	25	4	3	0	81	49	4	300
7	35.8	120	7	7	3	0	137	9	35	9	19	51	7	9	0	139	77	23	376
8	36.3	126	6	1	4	0	137	9	34	13	16	55	8	9	0	144	72	23	376
9	37.3	132	4	0	1	0	137	8	35	14	16	57	13	3	0	146	73	23	379
10	41.5	104	6	0	1	0	111	6	34	19	8	64	17	7	0	155	89	24	379
11	45.5	80	9	11	0	0	100	2	17	55	15	63	22	4	0	178	77	26	381
12	大正 4.3	81	6	8	0	0	95	8	32	51	14	54	31	2	5	197	73	16	381
13	6.4	79	9	1	0	0	89	8	19	53	8	56	28	15	6	193	73	26	381
14	9.5	93	12	30	0	0	135	15	36	89	7	68	25	8	6	254	65	10	464
15	13.5	83	5	12	3	0	103	18	29	96	4	64	30	14	9	264	79	18	464

* 内閣統計局『日本帝国統計年鑑』による。

* 市町村長には、県会・市会の議員および参事会員を含む。

った。そのことは、議員の職業構成をしめす第8表によっても明らかである。もっとも、議員の職業別統計は、1人で数個の職業をもつ議員が多いので、不正確をまぬがれないし、また、職業構成はただちに階級構成をしめすものでもない。表中の地主的¹⁾(絶対主義的)勢力とブルジョアの勢力の分類は、おおざっぱなものである。たとえば、工業・会社員・銀行員、とくに銀行員のなかには、ブルジョアの勢力というよりも絶対主義的勢力というべき政商的資本家が、明治20年代には少なくなかった。また、鉱山業は、初期には大部分が官営鉱山の払下げをうけた特権的資本家であったろうが、のちにはブルジョアの勢力に属する者がかなりいたし、無職のなかには、政党役員が数多く含まれていた。

以上のような制約を前提としたうえでの結論であるが、明治20年代の衆議院は、概して地主的勢力が圧倒的であった。地主的勢力の大部分をしめる土地所有者(農林業)は、日清戦争がはじまったばかりの明治27年9月の第4回総選挙を頂点として漸減しはじめ、改正選挙法が実施された35年8月の第7回総選挙でブルジョアの勢力が急増したが、なおその過半は専門的職業家(弁護士・著述業・新聞雑誌記者・医師・教員)であった。以後、ブルジョアの勢力が増加して地主的勢力に均衡ないしは若干優位し、日露戦争後の41年5月の第10回総選挙で完全に地主的勢力を凌駕した。しかし、ブルジョアの勢力のなかで、商工業者(工業・商業・会社員・銀行員)が専門的職業家と同数になったのは、ようやく45年5月の第11回総選挙のことであったし、凌駕するにいたったのは、大正年間においてであった。

このように、衆議院では地主的勢力とブルジョアの勢力との交替が進行していたが、同様の傾向は、政党の階級的な性格についても指摘できる。第9表は、明治37年3月の第20回臨時議会における各党派の職業構成をしめすものであるが、これからも、各党派ともに、その階級的基盤を土地所有者から商工業者に移しつつあったことがわかる。なお、第8表との計数の差は典拠の違いによるものである。また、酒造業は土地所有者に入れ、鉱業は商工業者

第9表 第20議会における政党別職業構成

	官吏	土地所有者			商工業者					専門的職業家					不明	合計
		農業	酒造業	小計	会社重役	銀行重役	商業	鉱業	小計	弁護士	記者	医師	教員	小計		
政友会	11 (8.5)	17 (13.1)	0	17 (13.1)	25 (19.2)	16 (12.3)	7 (5.4)	2 (1.5)	50 (38.4)	12 (9.2)	19 (14.6)	1 (0.8)	2 (1.5)	34 (26.2)	18 (13.8)	130 (100.0)
憲政本党	13 (14.4)	12 (13.3)	0	12 (13.3)	11 (12.2)	6 (6.6)	0	3 (3.3)	20 (22.2)	13 (14.4)	11 (12.2)	0	4 (4.4)	28 (31.1)	17 (18.9)	90 (100.0)
帝国党	1 (5.3)	2 (10.5)	0	2 (10.5)	1 (5.3)	4 (21.0)	0	0	5 (26.3)	4 (21.0)	1 (5.3)	0	1 (5.3)	6 (31.6)	5 (26.3)	19 (100.0)
甲辰部 倶楽部	4 (10.3)	4 (10.3)	4 (10.3)	8 (20.5)	8 (20.5)	3 (7.7)	0	0	11 (28.2)	6 (15.4)	3 (7.7)	2 (5.1)	1 (2.6)	12 (30.8)	4 (10.3)	39 (100.0)
無名部 倶楽部	4 (16.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	2 (8.0)	6 (24.0)	0	0	1 (4.0)	7 (28.0)	5 (20.0)	6 (24.0)	0	1 (4.0)	12 (48.0)	0	25 (100.0)
自由党	1 (5.6)	1 (5.6)	0	1 (5.6)	4 (22.2)	1 (5.6)	0	1 (5.6)	6 (33.3)	2 (11.1)	3 (16.6)	0	1 (5.6)	6 (33.3)	4 (22.2)	18 (100.0)
無所属	9 (15.5)	5 (8.6)	0	5 (8.6)	13 (22.4)	5 (8.6)	0	1 (1.7)	19 (32.8)	3 (5.2)	8 (13.8)	0	5 (8.6)	16 (27.6)	9 (15.5)	58 (100.0)
合計	43 (11.3)	42 (11.1)	5 (1.3)	47 (12.4)	68 (17.9)	35 (9.2)	7 (1.8)	8 (2.1)	118 (31.1)	45 (11.9)	51 (13.5)	3 (0.9)	15 (4.0)	114 (30.1)	57 (15.0)	379 (100.0)

* 衆議院事務局編『衆議院議員略歴』により作成。

* 上段は議員数，()内はパーセント。

に入れている。

第9表によって、政友会と憲政本党の職業構成を対比すると、おおよそ、つぎのような特徴を抽出することができる。土地所有者が党内にしめる比重は、両党のあいだでほとんど差違はない。しかし、政友会では、商工業者の比重が他のいずれの党派よりも高く、憲政本党では、官吏と専門的職業家の比重が高く、土地所有者と商工業者の合計を上回っている。両党の階級的性格には本質的な違いはないが、しいていえば、政友会は、経済的に支配する階級の現実的利益との結びつきが強く、「地主と大資家のまったく露骨な階級組織である⁽¹⁾」という点において、よりオクチャブリスト的であり、憲政本党は、「ブルジョア社会の特定のある階級とむすびついてはいないが、その構成、その性格、その理想において完全にブルジョア的⁽²⁾」であるという点において、よりカデットの的である。また、政友会に農工銀行と農会の役員が多い（関連利益数において、それぞれ11と14）ことは、地方的利益との結びつきと地方基盤の強さをしめすものであり、憲政本党に官吏と弁護士が多いことは、その弱さをしめすものである。経済的に支配する階級の現実的利益および地方的利益との結びつきが弱かったことが、憲政本党の党勢衰退と政権からの離隔の原因であった。憲政本党が政権の座に近づくためには、党組織の根本的な改革（その到達点が、大正2年2月の立憲同志会の結成である）が必要であった。

〔補注〕

レーニンとは、オクチャブリストとカデットを、ともに君主主義的・自由主義的ブルジョアジーの政党と規定しながら、それぞれ、つぎのように特徴づけている。

「カデットは、典型的なブルジョア・インテリゲンツィアであり、一部は自由主義的地主とさえある。……彼らの理想は、秩序ある、文明化された、議会的形態でのブルジョア的搾取を永久にすることである。彼らの政治的強さは、どの資本主義社会でも必然的であるが、しかし、もちろん、この社会の秩序を実際に変更するうえに多少とも重大な影響をあたえる能力は絶対でない多数のブルジョア・インテリゲンツィアの結合体にある⁽³⁾。」「この党の社会的支柱は、一方では、多数の……都市住民であり、他方では、自由主義者ぶる官僚を仲介として、専制との取引に心を

ひかれ、人民と人民のあらゆる生まれながらの抑圧者が、『おとなしく』権力をわけあうことに、心をひかれている自由主義的地主である。この党の非常に広範な、雑然たる、内部に矛盾した、この階級的支柱は、カデットの綱領と戦術に、驚くほどあざやかに反映している。⁽⁴⁾」

「典型的なオクチャプリストはブルジョア・インテリゲンツィアではなく、大ブルジョアである。彼らは、ブルジョア社会のイデオログではなくて、その直接の主人公である。資本主義的搾取にもっとも直接に利益を感じている彼らは、あらゆる理論を軽蔑し、インテリゲンツィアを小ばかにし、カデットに固有な、『民主主義』にたいする要求をすべて放棄している。それは、ブルジョア実業家である。彼らもまた、カデットとおなじように、君主制との取引をのぞんでいるが、しかしこの取引とは、あれやこれやの政治制度、議会制度のことではなくて、鈍重な、頭の鈍い、アジア的に買収のきくロシアの官吏を支配的ブルジョアジーに直接従属させるために、一部の人物あるいは大物と官廷党と協定することであると理解している。オクチャプリストとは、実務的生活のなかで自分らのブルジョアの理論を適用しているカデットである。カデットとは、労働者、農民の略奪をしないときには、理想的なブルジョア社会を夢みるオクチャプリストである。オクチャプリストは、議会的折衝と民主主義をもてあそぶ政治的偽善をもうすこしまなぶことであろう。カデットは、ブルジョアの実務的な商売のやり方をもうすこしまなぶことであろう——そして彼らは、融合するであろう。⁽⁵⁾」

政党の階級構成のブルジョア化に照応して、その幹部組織がようやく整備されてきた。政友会についてみると、議決機関・執行機関・調査機関の三分制が、日露戦争中に確立の緒についたことが注目される。

創立時の「立憲政友会々則」⁽⁶⁾は、まず最初に会の組織の基本形態にふれ、東京府下に本部を、各地方に支部をおくこと、地方の事情により支部に代わって倶楽部をおきうることをきめている。

本部役員として、総裁のほか、総務委員若干名、幹事長1名、幹事若干名をおき、人数も人選も総裁が決定する。総裁の選出方法・地位・権限にかんする一般的規定はなく、各種役員・会議の規定と関連して総裁の任命・開催・監督権が規定されているだけである。総務委員は総裁をたすけて「本会の要務を処理」し、幹事長・幹事は「庶務会計」を担当する。また、総裁は会務の必要に応じ臨時委員を設けることができる。さらに、総裁は毎年1回

大会を東京に召集し、必要と認めるときは臨時大会を召集する。大会は帝国議會議員と支部から選出された委員（1支部2名）をもって構成され、委員は支部総会において選挙される（支部規則準則第4条）。総裁はまた、議会開会中その他必要の場合に議員総会を召集する。また、「本会の費用は会員の負担とす」と規定されていた。「会則」は、総裁・総務委員・大会・議員総会の党意思形成過程における役割には、まったくふれていない。これらは、総裁専制の趣旨にでるものであり、組織運営上の慣行にまかされていたと解すべきであろう。

政友会は成立直後、総裁の伊藤博文が内閣を組織することになったので、会の組織を整備する仕事はおくれた。成立後の機構整備としては、第15議会召集前の明治33年12月19日、議会開会中とくに臨時協議員をおくことにし、総裁がこれを指名した。そして翌日、議院内各派交渉会への参加、政府との交渉のため、総裁指名の院内総務と、院内総務指名の院内幹事をおいた。その後、伊藤内閣が総辞職したのちの34年6月5日、総務委員の数がふえたので、総務委員中に常務員5名をおくことにした。つづいて9月15日、伊藤総裁の外遊にさいして、「総裁不在中会務処理に関する規程⁽⁷⁾」を設け、松田正久を総務委員長とし、臨時協議員を総務委員の諮問機関として常設化した。

以上の本部役員のうち、総務委員・幹事・協議員は、これまでの政党にもあった役職であるが、幹事長がおかれたのは政友会が最初であった。伊藤が幹事長の制度を設けたのは、党の資金工作を担当させるためであった⁽⁸⁾。彼は、33年12月19日、井上馨の推薦により大阪毎日新聞編集総理の原敬を総務委員兼幹事長に起用したが、その3日後には、原が星亨通相辞職のあとをうけて入閣したため、幹事長の制度は自然消滅となった。こうして、執行機関であると同時に議決機関でもある総務委員（そのなかに常務員がおかれてからは、とくに常務員）が、総裁専制のもとで党幹部組織の中枢をしめるようになった。

また、政友会は、政党としてはじめて、議決機関・執行機関とは別に調査機関を設けた。すなわち、33年12月20日、議員総会において「政務調査部規

定」を設け、所属議員の院内における調査分担を定めた。同時に、「所属議員より議案提出の場合の規定」を設け、法律案・建議案その他すべての議案を提出する場合、院内総務の同意が必要であるとしたが、この規定はその後踏襲され、院内総務の権限が強化された。ついで34年6月5日、「政務調査局規則⁽⁹⁾」を設け、本部内に行政・財政・経済・外交・教育の5調査局をおいた。各調査局に委員長1名、理事2名、委員若干名をおき、委員長および委員は総裁が指名囑託した。また、「各調査局の成案は総務委員会に提出すべし」(第6条)と規定された。

その後、34年12月の第16議會では、院内各部に部長・主事をおき、部長は各部の互選、主事は院内総務の指名とした⁽¹⁰⁾。ついで35年12月の第17議會では、議員を各省別の政務調査部に配し、その正副部長および理事(各2名)を総裁が指名した。また、院内における調査部属のほかに、本部に臨時政務調査会を設置し、部長には末松謙澄が指名された⁽¹¹⁾。以後、議會開会直前と閉会直後とに、政務調査会役員の交替が総裁指名でなされるのが慣例となった。しかし、以上の本部ならびに院内調査機関は、いずれも常設的な機関ではなく、議會の開会中、議會で審議される重要問題について調査・研究する機関であり、総務委員会の下に位置していた。

明治36年、党内にいわゆる「革新運動」がおこり、政友会の幹部組織は大幅に改正された。革新運動は、伊藤の総裁専制にたいする不満からおこったものであるが、運動目標としては、役員公選をはじめ党制改革の要求をかかげていた。伊藤は、36年5月1日、総務委員の案にもとづいて、「臨機の規定⁽¹²⁾」を設け、総務委員は当分これを欠員とし、あらたに総裁指名の協議員30名をおいて「重要な事項を審議」させ、そのなかから5名以内の常務員を総裁が指名して「要務を処理」させることにした。院内総務・院内幹事は従前どおりであった。この改革は、一方で、「革新問題は当時全党の輿論」と認めながらも、「徒らに誇大なる形容詞を驢列して党の内情を暴露⁽¹³⁾」した者を排除するとともに、他方で、総裁専制のたてまえを変更しないこととしてお

こなわれたものであった。

ついで36年7月14日、伊藤が総裁を辞任し、その推薦によって西園寺公望が後継総裁となったが、同年12月3日の定期大会において、「協議員会規制」⁽⁴⁾が制定され、本部役員組織が改革された。すなわち、協議員30名において「重要な事項を協議」させ、協議員長および協議員中10名は総裁指名、20名は衆議院議員から選挙することになった。選挙方法は、所属各団体において、その議員数に応じて按分比例された協議員（九州4名、東海・近畿・中国各3名、関東・東北・北信各2名、四国1名）を互選することになった。また、常務員を廃し、「会則」にもとづき総務委員をおくことになり、松田と原が指名された。⁽⁵⁾この改革は、協議員に代議士互選制を採用した点で画期的であった。松田と原は院内総務にも指名され、政友会の実権を掌握するにいたった。また、調査部属は従来議会ごとに設置していたが、明文の規定がなかったもので、あらたに「調査部属規定」⁽⁶⁾を設け、各部の部長・副部長・理事はともに総裁の指名とした。さらに、議員外の会員の意思表示の機関として、大会前の12月1日、立憲政友会院外団が正式に組織された。これは、伊藤が「無産にして為す所なき無頼の連中」⁽⁷⁾として院外団・壮士勢力の排除を明らかにしていたのにくらべると、大きな変化であった。

こうした経過をへて日露開戦を迎えたのであるが、日露戦争中は、政友会と桂内閣が接近するのに応じて、党機構にも重要な変化が生じた。すなわち、第20議会閉会後の37年3月31日、松田と原が総務委員を辞任し、原が協議員長に指名され、松田が九州地方から協議員に選出されて以来、協議員会の地位が高まり、議決機関としての実質をそなえるようになった。また、4月18日、生産調査会（委員長大岡育造）が設置され、官民懇話会開催後は、さらに、対韓問題調査会・京釜鉄道問題など、各種の調査会が設置された。これらの調査会は、議会閉会中に設置され、戦中・戦後の内治外交全般、とくに帝国主義的対外政策の調査研究にあたった点で、画期的な意義をもつものであった。第21議会の召集期に近づき、臨時政務調査会が設置されると、生

産調査会をはじめ各種の調査会は、調査結果を臨時政務調査会に引き継ぎ、その任務をおわった。

ついで第21議会閉会後の38年3月1日、西園寺総裁は、協議委員会の意見をいれて、当分のあいだ総務委員をおかず、幹事制をとることにし、幹事長には菊亭修季、幹事には栗原亮一・改野耕三・村野常右衛門・加藤平四郎を指名した。この組織改革は、総務委員中に対立が生じて統制が困難になったこと、とくに、総務委員会を牛耳る「大岡育造の行為に対し党内不平の声起り、彼が政府の顧使に甘んじ党の態度全く御用党たるが如くなりて政府と対等の位地に在らず、或は同人の管理する中央新聞などに多少の補助を政府より受け居るかの疑問も生じた」⁽⁹⁾ことに、原因するものであった。

その後の重要な組織改革としては、4月8日、協議委員会の決議により、次期議会開会にいたるまで、諸般の政務を調査するため、政務調査会を設置することになり、委員長には原が指名された。調査会設置の直接の動機は、「近來議員等勝手に種々の計画をなす由なるに付、本部に此会を設けて其議論を集中する」⁽¹⁰⁾ためであった。しかし、常設的な、しかも政策全般にわたる調査機関がはじめて設置された点で、また、政党が専制の政策立案過程に参画し、絶対主義機構をその内部から改革するための主体的条件が形成された点で、政務調査会の設置はきわめて重要な意義をもっていた。政務調査会は、翌9日、初総会を開き、調査部門を甲乙两部にわち、おのおのその分担を決定した⁽¹¹⁾。甲部の調査項目は、「韓国財政に関する調査」「土地及鉄道に関する調査」「漁業及航海権に関する調査」の3項からなっていたが、それは日露戦争後の日本帝国主義の中心課題でもあった。乙部の調査項目は、10項からなり、当面の具体的な諸施策が並記されていたが、そのうちの貿易にかんする施策は、同年1月16日に設置された輸出奨励調査会(委員長大岡育造)の調査報告を引き継いだものであった。その後、政務調査会は、しばしば協議委員会と連合会を開催し、その結果をもって、ひんばんに政府閣僚および各省官僚・憲政本党・財界首脳者と交渉・協議をおこなった。それは、政党が絶対

主義の統治機構の一環にはいっていくと同時に、その枠内でブルジョアの政策を推進していく新方式の現われであった。

かくて政友会の本部組織として、議決機関（協議員会）・執行機関（幹事会）・調査機関（政務調査会）の三分制が、ようやく確立の緒につき、協議員長と政務調査会委員長を兼ねる原敬が、松田正久を出し抜いて、政友会の実権を握るようになった。

このように、ブルジョアの政策を推進し、専制を制限・改革するための主体的条件が、政党の内部ばかりでなく、議会においても成熟しつつあったのであるから、3月1日、政友会の議員総会の席上で、西園寺総裁が、「抑々専制的或は官吏的政治が今日文明世界に於て恐るべき有害なることであると云ふことは、敵国の状況に於て明かに立証せられて居ることと考へます。今日に於て如何なる頑固派と雖も之に反対するの辞はなからうと考へます。果して然らば一朝平和克服の暁には愈々益々国民的憲法的の政治を鼓吹し、之が軌道を確立し此精神を發揮して、内は国本を固くし、外は列国の同情を惹いて、以て我邦の盛大を期せねばならぬと考へる」と演説したのは、もはやたんなる空文句ではなかった。

明治30年代の後半から、帝国憲法のもとにおける政治的实践とくに議会運営のルールが固定化して、政治的实践のルールをめぐる政府と政党の争いの時期がようやくおわり、したがってまた、「実務問題」すなわち日常的利害をめぐる争点が、政党のおもな関心となるという状況が現われていた。もともと、伊藤の総裁独裁制は、かかる状況をつくりだすための政党組織の一原理だったのである。総裁独裁制にたいする批判が現われたのは、逆にまた、かかる状況の成立と照応している。なぜなら、それは、党内において多様な日常的利害が争点となっていることを意味するからである。だからこそ、西園寺は、「我邦の前途に於て尚ほ挙国一致を以て善後の策を講じて戦捷の収穫をせねばならぬ事である」と考へます。所謂挙国一致なる語を以て此戦時中のみに必要な語の如くに考へて居る人が往々ありはせぬかと思ひますが、

私は此の四大文字は平和克復の後に於て殊に大切なる字であると考へます⁽⁸⁾と強調しなければならなかつたのである。かくて日露戦争終結後には、帝國主義的大陸政策の実施とともに、「歴史の立憲君主主義的轉換⁽⁹⁾」が事実となつて現われなければならなかつた。

- 注 (1) レーニン「カデット、トルドヴィキおよび労働者党」『全集』第10巻、454ページ。
- (2)(4) レーニン「カデットの勝利と労働者党の任務」『全集』第10巻、198ページ。
- (3)(5) レーニン「ロシアの政党を分類する試み」『全集』第11巻、223～4ページ。
- (6)(7) 小林雄吾編『立憲政友会史』第1巻、31～2、105ページ。
- (8) 戸川猪佐武『政治資金』内田老鶴圃、1961年、91～5ページ。
- (9)(10)(11)(12) 『立憲政友会史』第1巻、100～1、112～3、175～6、221ページ。
- (13) 同上、220ページ。
- (14)(15)(16) 同上、第2巻、30～3、39～41ページ。
- (17) 明治33年8月25日、立憲政友会創立委員会における伊藤博文の演説(同上、第1巻、17ページ)。
- (18) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻続、224ページ(明治38年2月20日)。
- (19) 同上、234ページ(明治38年4月7日)。
- (20) 『立憲政友会史』第2巻、230～1ページ。
- (21) 同上、216～20ページ。
- (22)(23) 同上、222～3ページ。そのころ、ロシアの革命は、1月22日の「血の日曜日」の事件をきっかけに、嵐のように発展しはじめていた。
- (24) レーニン「ボイコットに反対する」『全集』第13巻、20ページ。

8 情意投合の序曲

明治38年4月16日、原は、桂首相の求めに応じて私邸を訪問した。原の日記⁽¹⁾によると、この日の密談の内容はつぎのようであった。

桂が時局收拾にかんし意見を聞きたいと話を切り出したので、原は、「余一己の考としては此上戦争を継続するも何の利益もなし、寧ろ収め得べくば此際時局を収むるに若くはなし」と答えた。しかし、「是れは中立国の調停到底効なかるべしと思ひたるよりの立案なり、去りながら政友会の立場とし

ては別に一考を要す、如何なる条件にて戦争休止するも国民多数は満足せず、其際政府と聯立するか何かの關係あるにあらざれば政友会は国民の聲に雷同するの外なし、併し国家としては如此事体を生ずるは不利なり」と述べたのにたいし、桂は、「今日の情態は丁度貴見の通りなり、……故に自分一身は犠牲に供する覚悟なり、自分の退くは戦後経営の案にて退きたし、実際には西園寺を奏薦したき決心なり、又戦後経営案にて退くに就ても内々相談の上にて何等かの反対条項を定め、其反対に因りて退きたし、退きたる上にも自身はもはや軍務は他人に譲りて可なるに付十分西園寺を助くべし、自分は右の考なるに因り貴族院に根拠を固むる如きことをなさざるなり」と、情意投合による円満な政権授受をのぞんだ。原は、前年12月8日の密約もあったので、試みに、「更らに止りて聯合内閣は出来ぬか」といったところ、桂は、「夫れは到底行はれず又不得策なり、一旦は退き西園寺を助くる方は宜し、但し西園寺が政党内閣を作ることは切に其不可を認む、矢張り其以外をも集むる方宜し、此事は既に曾禰、山本等にも内々話し合置きたり、」さらに、「井上、伊藤には此意思を内話せり、山県には未だ内話せざれども其時に至らば異論なかるべし、若し異論あるも自分は之を論ずべし、又貴族院の人々其時に彼此云はんも知れざれども、彼等独力にては内閣は出来ぬ故、是れも心配する程のことなし」と語った。そして、「此内話は無論余と桂兩人間に止むること」とした。

最後に、原が、「戦後経営案にて更迭するとするも其前に講和条件に反対せざるを得ざる様にては妙ならず、進歩党は必らず反対すべし、政友会の立場は更に考を要す」といったところ、桂は、「然り成程妙ならざるべし、又反対なければ戦後経営に至る前に円滑に譲渡することも出来得る様なり」といった。政友会が講和条約に反対しなければ、早期政権譲渡も可能だといっているのである。そこで、原は、「此等のことに関しては篤と勘考を望む」と念をおした。彼は、「桂今夕の内話は其決心を内示したるものにて誠意なるが如し」との感触をえて、早期政権授受に期待をかけたのである。

6月9日、アメリカ公使は、正式にルーズベルト大統領の講和勧告書を日露両国政府に手交し、日本は10日、ロシアは12日、承諾を回答した。このときから、講和条件をどうするかが、世論の焦点となった。

政友会は、6月28日、在京議員総会を開いて、「今や講和問題の起るに際し交戦の目的と内外の事態とに鑑み茲に講和条件を列挙するの必要を認めずと雖も、宣戦の聖詔に基き帝国の権利々益を将来に保全し並に東洋永遠の平和を保障せんが為に必要なる土地の譲与と軍費の賠償とを得韓国及満州に於ける諸問題を確実に解決せんことを要す^(a)」との決議を可決した。松田と原は桂首相を訪問して決議書を手交し、その趣旨を敷衍したが、桂首相はすこぶる満足の様子であった。同じ日、憲政本党は、つぎのような宣言書を決議した。「今若し平和を克服せんと欲せば、必ず先づ本戦役の爲め、帝国が蒙りたる損害を露国に賠償せしめ、之と共に東亜の平和を保障し帝国の危害を防禦するに足るべき土地を割譲せしめ、且つ我に危険なる地点に於て、軍事的設備を為すを禁ぜざる可からず。韓国は既に帝国保護の下に在り。而して満州に於ける我實力は列国の認識する所なれば、露国をして満韓に於ける特権を抛棄せしめ、其の経営処置に容喙せしめざるを当然とす。清国が自衛の力なきは常に憂を隣邦に及ぼすものなれば、此際宜しく露国をして清国の境域を危くすべき設備を為すを禁じ、以て国際の紛乱を未然に防がざる可からず^(b)。」憲政本党の宣言書は過大な要求を羅列していたが、政友会の決議は概括的であり、将来、政府支持に転換する余地を十分に残したものであった。

政府は、6月30日の閣議であらためて講和条件を決定し、7月5日、裁可をえて、翌6日、小村全権に訓令としてこれを付与した。その訓令事項は、絶対的必要条件・比較的必要条件・付加条件の3種からなっていた。第1の絶対的必要条件は、韓国の自由処分・一定期限内におけるロシア軍隊の満州撤退・遼東半島租借権およびハルビン—旅順間鉄道の譲渡、第2の比較的必要条件は、軍費の賠償・中立港に逃げこんだロシア艦艇の引渡し・樺太の割譲・沿海州漁業権の獲得であった。戦略的危機を考慮した控えめな条件であ

り、軍費賠償の要求には金額を掲げてなかった。

8月にはいり、ポーツマス講和会議がはじまると、桂と原のあいだの政権授受の談合も具体化してきた。8月14日、原は、午前10時から午後1時過ぎまで、官邸において桂首相と会見した。桂が「後継内閣を西園寺に譲るの意思毫も変更なし」というので、彼の辞職の時機にかんして協議し、「結局彼我共に勘考する事」となった。しかし、桂は、最初「戦後経営問題に関して内相談の上に或る件の反対をなし因て辞職する」との意思を原に告げたので、原は、「反対によつて更迭するは妙ならず、故に媾和談判終了したる後之を辞するか又は通常会を終りて後ち辞するかの二途あるのみなり、尤も媾和は多少の不利を忍びても今回終了するを国家の為め得策となすが故に大概の処にて折合ふべし、又政友会は如何なる条約成立するも率先して賛成の意を表明すべし（たとえば西園寺の談話の類）」と断言したところ、桂はその厚意を謝し、「何れの時機にても辞職する事を妨げず、西園寺の都合次第なり」といった。また、原が、「進歩党とは聯立はなさず諸君と俱に提携すべし」と明言すると、桂は、「政党内閣と称する事の不可、聯立内閣の不可、黒幕ある代表者の類にて組織する事の不可等」の注意をあたえ、「元老並貴族院に対しては十分周旋の労を取るべし、……伊藤には既に内話して賛成を得たり、山県には未だ内談せざるも之れは自分引受けて異存なからしむべし」と約束した。そして、「本日の内話は西園寺丈けに話し他には厳に秘密を守る事」にした。

ついで原は西園寺と協議して、22日、ふたたび桂に面会した。原は、西園寺の意向として、「後継内閣を承諾すべし、但桂に於て十分の援助あらん事を望む、更迭の時機に関しては……此通常会中或は種々の故障に遭遇して、桂氏の意味にもあらず吾々の意思にもあらざる結果を生ぜんも知るべからざれば、寧ろ通常会前の方彼我に好都合ならん、今日より通常会までは三ヶ月もある事なれば大概戦後の処置方針も相立つ事ならん」との趣旨を述べたところ、桂は、「夫れにて余も安心せり、然らば時機は通常会に最も迫りたる

ときは宜しからん」と同意した。それから桂は、「西園寺に後継内閣を譲るに付今日より準備をなすの必要あり」として、つぎのように話した。

「伊侯は自ら内閣に立つの意思なし、井上、松方は西侯を内閣に立るに於て異議なし、山県には未だ直接談話せざれども是れは自分に於て受合ふべし、山県の参謀は平田東助に付同人には次の内閣は西侯の外に之なき事を告げ、彼も同感にて山県に説き置きたる筈と思ふに付決して異議なし、万一之あらば山県に自ら立てと云つて迫らば到底余の考に従ふの外なし、故に是れは自分受合ふべし、……海軍は山本罷むれば同人をして誰か後任を選ばしむるときは必らず適当の人あり、陸軍は今の寺内にて陸軍部内折合ふならば寺内にて可ならん、貴族院より誰か入るゝ方可ならん、曾我祐準の類可ならんか、但し西侯は決して今の元老等の代表者たるが如き者を内閣に入れざる事と政党内閣を標榜せざる事とは得策ならん、自分は元老の間並貴族院側等には十分の尽力をなすべし、結果は内閣更るも国家の大方針は変更せざる様に致たしと思ふに付政権の授受を円満に致たし。」

さらに、桂が憲政本党との関係を聞いたので、原は、「到底政進聯合の内閣は不可なり、進歩党とは今日まで提携せしも何等前途を約束したるものなし、故に西園寺単独にて内閣を組織するも彼は別に苦情を云ふべき筋にあらず」と答えた。また、桂が講和問題についてずいぶん打ち明けた話をしたので、原も過日（7月25日）大石正巳から「聯合内閣を組織する事を両党より政府に申込み政府之に応ずれば善し、応ぜざれば彼より一致を破るものなるにより両党提携反対するの口実を生ずべし」との相談⁽⁶⁾をうけたことを内密に告げ、「故に此際君の意思を聞いて我態度を定むる必要ありしなり」といった。憲政本党の講和にたいする強硬態度を、桂からの政権禅譲に利用したのである。

8月26日、原は、前回の続きとして、桂と首相官邸で会見し、西園寺が伊藤に面談した結果を話した。西園寺によると、「伊藤の意思にては山県と伊藤との相談を先以て取極め、然る後桂との協議に及びたきものゝ如く、要す

るに桂の主動者たる姿を好まざる⁽⁷⁾」様子であったが、桂は一応伊藤をたてながら、着々と西園寺への政權譲渡の根回しをしていた。また、このとき、桂は、講和問題にかんして、「目下米大統領の好意より駐露大使をして去二十一日露帝に謁見せしめて平和克服に関し譲歩を勧告し、又佛大統領、獨帝にも勧誘する所あり、大概平和条約成立に至るべしと思はる、但已むを得ざれば償金を捨て、樺太を取りたる丈にても媾和する考なり」と打ち明け、「此目下の事情は西園寺にも話しくれよ」と原に依頼した。原は、「之を諾し、国家の前途に関し平和克服の可なるを談合」した⁽⁸⁾。

そのころ、ポーツマス講和会議は、いよいよ最後のやま場にかかっていた。講和会議は日本の条件を基礎にして商議がつづけられ、日本の「絶対的必要条件」は、旅順—ハルビン間鉄道の譲渡が旅順—長春間となったのをのぞいて、ほとんど貫徹されたが、軍費支払と樺太割譲の2問題で交渉は難航した。ロシアはみずからを敗戦国とみとめず、皇帝は、1寸の地も、1ルーブルの金も、譲歩するべからずとの厳命をウイッテに発したので、日本の妥協案も一蹴され、会議は26日には決裂寸前になった。小村全権から最後の回訓をせまられた政府は、28日、閣議と御前会議を開いて、たとえ償金・割地の要求を放棄しても、このさい講和を成立させることが絶対の急務だとの結論にたっし、その旨を小村に電訓した。かくて29日の最終会議において、ロシアは樺太の北緯50度以南を日本に譲渡し、日本は償金を要求しないということで、妥協が成立した。これで重要問題はすべて解決し、9月5日、小村とウイッテは、講和条約に調印した。条約調印後、小村はチブスにかかったので、外務省政務局長山座円次郎をはじめ随員をさきに帰国させ、桂に、「国民の不平は激烈ならん。断乎として実行せらるる様にしたい。戒厳令を布いてもや⁽⁹⁾って貰いたい」と伝言させた。

講和談判が結了して条約の内容が明らかになると、小村が予想したように、反対運動がひろがりはじめた。講和問題同志連合会は、8月31日、「我全権委員の議定せる講和条件は戦捷の効果を没却し、君国の大事を誤りたる

ものと認む。吾人は現内閣及び全権委員をして罪を上下に謝せしめ、且つ該条約をして不成立に終らしめんことを期す」と決議した。講和問題同志連合会は、旧対露同志会の頭山満・河野広中らが中心となり、桜田倶楽部・青年国民党・南佐莊・黒竜会・江湖倶楽部・同志記者倶楽部を相連合して、6月19日に組織され、すでに8月17日、大会を東京明治座に開催し、対露講和条件譲歩反対・交渉拒絶などを決議し、決議文を桂首相に提出していた。9月1日、憲政本党の大石正巳・犬養毅が原・松田に政府攻撃の提携を申し込んだのも、そのような状況があったからである。

原の日記によると、「大石等は此際政府の失計を責むる決議をなさざるを得ざる同党の形勢なる旨を物語り、政友会と歩調を一にせん事を望むも、余輩は之を明日開らく協議員会に諮りたる上にあらざれば何とも云ひがたき旨を告げたり。又大石等は例の内閣割込説を出したるも、余は是は慎重に考へざるべからず、此説局外の第三者より出づる時は頗る妙なれども、吾々より云ひ出す事は如何あらんかと云ひ、是れにも確答を与へざりしなり、是れ皆な昨日松田と協議にて斯くせしものにて、要するに今後は到底進歩党と提携する事能はず又提携する事の我党に取りて甚だ不利益なるを以て深入りする事を避けたるなり、此情況は松田より西園寺に内話したり。」⁽⁴⁾ 原と松田がこのような態度をとったのは、すでに桂とのあいだに政権授受の密約ができていたからである。

翌2日、講和問題同志連合会は、檄文を發して国民の公憤を喚起することにつとめ、9月5日午後1時を期し、日比谷公園において、国民大会を開催することをよびかけた。かくて世論は沸騰し、政友会院外団有志・在京議員会議は日露講和条件に反対して政府問責を決議し、憲政本党政務調査会は屈辱講和条件反対を決議した。しかし、西園寺政友会総裁は、この日の協議員会において、講和条約の成立に賛成して、つぎのように演説した。

「今回の講和会議は米国大統領の勸告に従ひ人道の為に日露対等の地位に立ちて和議を協定せんとするものにして、戦敗者が戦勝者に屈伏して和を乞

ふものと大に趣を異にす。……蓋し我邦の立脚地よりして露国を見れば連戦連捷、其陸軍は奉天以北に掃攘せられ、其海軍は全滅に帰し、宜しく地に伏して和を乞ふべしと云ふが如きも、列国は必ずしも露国が既に斯の如き窮態に陥れりとは認め居らざるなり。而して同時に列国が平和克復を希望して止まざるは疑ふべからざる事実なりとす。……列国の此希望を度外視して或条件の貫徹せられざるが為に談判破裂を顧みざるが如きは最も考量を要するものと信ず。」「世間尚ほ戦争継続を説く者なきに非ざるも、露国の横暴を懲し、満韓の天地を廓清するの目的は既に達し得て我威武は大に揚りて復た遺憾なきにあらざや。是れ正に武を偃せ和を講じ平和的發展の大事業に当るべきの時にあらざや。之に反し今後尚ほ戦争を継続するも其の得る所果して幾何ぞや。其損多くして得少き之を知るに難しとせず。然らば利害上より見るも今日の講和は其時を得りと謂ふべきなり。」⁽⁹⁾

協議員会は、審議の末、講和条約にたいする措置は臨時議会にさいし議員総会において決定することとし、「西園寺総裁演説の趣旨に基づき国家前途の経営を積極的に攻究するを以て必要なりと認む⁽¹⁰⁾」と決議した。西園寺がこのように演説したのは、8月14日、原が桂に「政友会は如何なる条約成立するも率先して賛成の意を表明すべし」と語ったことの履行であった。

民衆の不満は急速に高まり、攻撃の焦点は政府にむけられた。桂首相は、9月2日、山県にあてて、「壮士政客等の挙動に付ては、左迄心配仕候事も無之候へ共、……講和談判同志会なる、対露同志会員と、進歩党関係の新聞記者連、之れに渡辺国武一派の連中、入雑候団体より、種々雑多の手段方法を以て、下層の人民の人心を動揺せしめ候故、政事と社会と混同いたし、目下の兎、車夫馬丁の輩より、償金か取れぬと云ふより、小商人等の中間に迄、何となく其事柄の是非を弁せず、騒々敷有様にて、此辺は余り、不宜情況に付、此際は、可成此問題を以て、政事問題にのみ引込候手段緊要と存候而、夫々手段を尽し申候⁽¹¹⁾」と書き送った。桂は、講和問題が下層・中間の人民の詮議の対象となり、社会問題に発展するのを恐れていたのである。そして、

「壮士政客」と「下層の人民」を引き離し、しだいに「鎮静の情勢」にむかわせようとしたが、ききめはなかった。

9月5日、ポーツマスで講和条約が調印された当日、東京の日比谷公園では、警視庁の禁止命令を押し切って、日露講和反対国民大会が開かれた。大会そのものは講和条約破棄を決議してかんたんに終わったが、警官の暴行に激昂した群衆は、閉会后、桂内閣の御用新聞である国民新聞社を襲撃し、内相官邸を焼打ちした。騒擾は6日夜までつづき、その間、全市15の警察署のうち13が焼かれ、派出所の焼打ち141、破壊28にたっし、民衆の死者17名、負傷者800名、検束者2000名におよんだ。兇徒嘯聚罪で起訴された者308名、うち有罪は87名であった。この騒擾事件は、職人・職工・人足・車夫など「下層の人民」が参加者の大半をしめていたが、帝都暴動の可能性をしめす重要な事件であった。9月6日の新聞『日本』は、「民心は火の如し」という見出しで、「戦捷の帝都を化して第二の露都となす大失態を演出せしむ。ああこれ果して誰の罪ぞ。民心は火の如し、ひとたび之を激すれば炎焰天を焦す、禁止の一挙威圧の反動遂にこの大紛乱を見る、悲哉」と報じた。

6日夜、政府は、東京市と荏原・豊多摩・北豊島・南足立・南葛飾の府下5郡に戒厳令を布告し、新聞・雑誌取締りに関する緊急勅令を公布、即日施行した。この日、政友会は、協議員と政務調査委員の連合会をひらき、「現今の如く民心憤激東京全市をして無警察の状態に陥らしめたるは政府の処置当を失したるに因る、此際政府は深く自ら反省するを要す⁽⁴⁹⁾」と決議し、松田が桂首相に面会して反省をうながした。憲政本党も委員を挙げて謝罪を政府に勧告し、9日の評議員会において、講和条件と騒擾事件にかんし、政府問責の決議をおこなった。また、衆議院議員有志100余名は、7日、院内で会合して、騒擾事件にたいする政府の処置について協議し、臨時議会の召集、講和条約の内容公示、戒厳令・新聞紙取締令の撤廃を政府に要求した。

政府は当初、講和条約の内容を秘密にし、後日、条約の批准をまってこれを公示する考えであったが、都下騒擾・民心激昂の状況を考慮して、9月8

日、桂首相は官邸に貴衆両院議員および新聞記者を招いて、講和会議の経過ならびに条約内容を委曲説明した。ついで10日、桂首相ら閣員は都下騒擾の責を負い待命書を奉呈したが、天皇に慰留された。そして同日、警視總監安立綱之を免官処分にし、16日、芳川内相を更迭して清浦農相の兼任とした。この措置について、桂は14日、つぎのような書簡を伊藤に送り、その了解をもとめた。「此度の事変たる直接警察の実行の上より発生仕候事故、漸く事変鎮定の情を見、先に警視總監の進退を奏請仕、既に免官相成候。然れ一般の形勢を見るに、到底監督者たる内務大臣の進退を見ざれば、鎮静に赴き候事無覚束、左りとて先日一応辞表差出、引継き裁可無之旨御沙汰有之候に付ては、如何致候て可然哉、苦慮罷在候処、爾来倍々世論騒ケ敷、到底此際に於て断然の処置に出でざれば、自然切迫し来候上は尚更不面白、又内閣員中にも議論湧出仕候形勢も難計、旁以円満示談を遂げ辞表呈出候事に相成申候。」⁽⁶⁾桂は、内相の引責処分により、講和問題を「政治問題」に引き込もうとしたのである。

平民社の機関紙『直言』は、騒擾の原因について、「是れ講和の為に非る也、講和条件の為に非る也、『戦争の爲め』の故を以て抑へ来れる国民怨恨の爆発なるのみ」⁽⁷⁾と書いたが、それは変革の意識にまで高められうるものではなかった。政府にむかって爆発した民衆の不満怨恨は、焼打ちに発散され、まもなく鎮静した。安心した桂は、18日、山県にたいして、「元来不良之奴等、此機に乗じ良民を誘導して、事爰に至らしめる義に候へば、熱度の冷却と同時に、日一日と人心も元に復し来候間、此間政府は充分冷静に誠意を以て、初一念を遂行仕候は、目的を達する事難事に、有之間敷、否是非貫かずはならぬ事と相考居申候」⁽⁸⁾と書き送った。桂が恐れた「下層の人民」の動搖は、社会問題として体制変革にまで発展することなくおわた。

桂内閣が騒擾の早期鎮静を予測していたことは、この間に、はやくも戦後経営に着手していることから推測される。すなわち、政府は、第1回・第2回6分利付英貨公債2,200万ポンド、および内国債第4回・第5回6分利

付国庫債券2億円を整理するため、フランスをも加えて、無抵当4分利付長期公債を価額90ポンド以上で3億円ないし4億円募集する計画を立て、引き続きロンドン滞留中の高橋是清にその旨を電報した。高橋がこの政府の電報を受け取ったのは9月8日であった。当時は帝都騒擾以来、公債募集には不都合なことばかりであったが、高橋は英仏を往復して奔走し、ついにロンドン・パリの両ロスチャイルド家をも発行銀行団に参加させることに成功し、11月24日、第2回4分利付英貨公債2,500万ポンド(2億4,400万円)の発行にかんする仮契約が成立した。かくて政府は英・米・独・佛に目論見書を配布し、28日に応募申込みを受理することになった。⁽⁹⁾

ところで、原敬は、9月4日、東北地方の鉱山視察の名目で東京を離れていたが、15日に帰京、17日に西園寺に面会し、「目下に於て党の方針を發表せざる事は先頃協議員会の決定通りとなす事」に内議した。⁽¹⁰⁾ 帰途、伊藤を訪問して、内閣引受けにかんし意見を交換した。伊藤が前途の困難を説き、内閣引受けに消極的だったのにたいし、原は積極的な見通しを述べて、これをいちいち反論しているのが、きわめて対照的である。

「〔原が〕政界に於ける今日の情況は進歩党、政友会と藩閥とにて、政進両党は各其独力を以てしては内閣を維持する事能はず、藩閥とても今後は他の二勢力を度外に措きて政事をなす事を得べきものにあらず、而して此三分子中二分〔子〕合せば天下の事甚だ為し易し、故に政友会と現当局者派と提携政権を執るは国家前途に大なる貢献をなす事を得べしと説きたれば、伊藤は同感を表せり、但し伊藤は進歩党の一二を引入るゝ方然るべしとの意思を抱き居たるに因り、進歩党の一角を崩すの策としては或は可ならんも、夫れにても来りて別に一異分子を生ずるは不可なり、……必ず紛擾分裂せんと駁したり、……其他海陸の後任者に関し困難を説くに因り、夫れは現当局者を留任せしむべし、若し留任せずとならば相当の後任者を彼等より推挙せしむれば可なりと、又伊藤は海陸恩賞調査の困難を説くに付、夫れは日清役の例によりて委員を設けしむる時は差支なし、財政に関しては局面一変せば増税を

継続する事も公債を起す事も不可なるにあらず……今日の經濟界は応募の出来ぬにはあらざるも此人氣を一変せしむるにあらざれば到底不利の募債の外出来ずと説き、彼れ悉く同意せり、……要するに伊藤は最初は種々の考もありし様なるが後には大に解けて大体は余の説に同意せり、但し伊藤は飽までも内閣を西園寺に譲らしむる事に関し種々困難なる事情ある事を云ひたれども、左らばとて別に妙案もなかりしなり。」⁽⁶⁾

元老はもはや政局の主導者ではなくなっていた。原は、この日の日記の末尾に、「此会見にて伊藤〔の〕意稍々動きたるものと見え、後に西園寺に対し、原は多少の経綸あり、去りながら自分は彼の物事を軽視するを戒しめんが為めに極めて六かしく云ひ置きたりと云へりと聞く」と書いている。伊藤の負け惜しみに、原はかえって隣憫の情をいだいたのであろう。彼は元老に花をもたせるため、伊藤の指南を仰いでいるにすぎなかった。18日、原は大石と会談した。「彼は伊藤を総理とし政進両党は藩閥と聯合して内閣を組織せんとの意思を述ぶるに因り、伊藤に其意思なし、仮りに之ありとするも事實に行はれず、又右の如き想像を實にせんとして徒らに当局者に反対するは予想の結果を生ぜずして却て他人の為めに^{ママ}糞骨折るの結果とならん、桂倒れて兎玉出るが如きは政党に取りて何の利益もなしとて彼の空想を駁したれば、彼は始めて政界の真相を悟りたるにや、然らば兎に角両党にて政權を取る事能はざれば君の方の一手にても取りたまへ、提携して往けば可なりと明言せり、又彼れは政進両党の合併を云ふに付目下其時機ならざる事を^{ママ}諷示せり。」原は、「彼の議論は粗漏にして而して政界の真相を解せず、故に毎度法螺に終る、彼の為めに惜しむべし」と大石を評し、翌19日の日記に、「東京騒動已来進歩党等空騒ぎをなすに付問責など強がり論流行せり、問責必らずしも不可なるにあらざるも空騒ぎは事實に益なし⁽⁶⁾」と記している。

しかし、「空騒ぎ」は憲政本党だけではなかった。政友会でも、桂との密約を知らぬ党幹部や代議士は、政府の責任を追及することを要求していた。原は、9月22日、ふたたび鉱山視察の名目で東京を離れた。党内の「空騒

ぎ」をそらすためであった。講和問題のため地方から上京してきた代議士は、21日、衆議院談話室において懇話会をひらき、協議の末、政府の責任を問うべしとの意見にはほぼ一致し、なお総裁に地方の状況を具申し、すみやかに大会をひらく必要のあることを陳情するため、杉田定一ら5名の委員が、翌22日、改野耕三幹事とともに西園寺総裁を大磯にたずねた。西園寺は、大会の開期にかんしては「自分に於て考ふる所あるにより一任せられたし」というので、委員はこれを領承した。翌23日、ふたたび有志代議士会をひらいて陳情の報告を聞き、なおひろく地方在住代議士の上京を各団体からうながすことを申し合わせた。かくて10月8日、政友会本部で在京代議士協議会をひらき、出席者70余名は「外交の失政に対し政府の責任を問ふ事」を満場一致で決議し、長谷場純孝と杉田定一が委員となって西園寺に報告した。西園寺は、「此覚書は代議士会の決議文と認むべきものなるや」と念をおし、「一同の申合なり」との返答を委員からえて、「参考として聞き置く」旨答えた。⁽⁸⁾それは、10月4日に帰京した原との打合せどおりの筋書であった。原は上京代議士の鎮撫に種々つとめたが、「結局彼等帰郷して選挙民に対する口実を与ふるの外なきが如し」⁽⁹⁾であった。

このような状況のなかで、原は政権授受の時期と方法について桂を打診しつづけた。10月6日、原は首相官邸で桂と会見した。「桂は先頃余に約せし通着々進行し居たり、……尚ほ更迭の時機に関しては、臨時議会は招集すると称するも実際は招集せず、十二月末に通常議会を招集し置き其開会前に辞職すべし、軍隊引上げの準備、恩賞の件、並に軍事費の始末、海陸軍の臨時費等に付目下計画中にて此計画成る時は即ち辞職の期を定むる時なりと云へり、余は臨時議会は勿論、通常議会にて政府を援けんとして如何に焦慮するも到底其算用立たず、故に通常議会前の更迭は已むを得ざるなりと云ひたれば、桂も至極同感なりとて其事情は了解し居たり、……何れ相当の時機には西園寺に直接面会する事然るべしと告げ彼も同意したり。」⁽¹⁰⁾原は、9日の協議員会で、「桂に質問したるに臨時議会は之を招集するも期日未定なり」と⁽¹¹⁾

報告した。これで政友会の「空騒ぎ」は一段落し、上京代議士の多くも帰県の途についた。

10月26日、原と松田は、憲政本党の大石・犬養とともに桂首相に面会した。大石・犬養のかねてからの要望によるものであった。席上、桂は、「朝鮮は二週間を出ずして保護国と断定する筈なり、清国との交渉は之より始むべし、三十日も経なば結了せんと云へり、又進歩党より臨時議會を開く事を勧告せしに目下清韓に対しても未了なれば何れ其結了を待つて開くべしと云ひたれども、暗に通常会と同時機となるべきを示せり、又外債の事を尋ねたるに是れは法律に許されたる借換なれども未だ交渉進行せずと云ひ、要するに多くは不得要領⁽⁸⁾」であった。原は、「或は桂の決心より好い加減に返答し置く事に過ぎざりしならん⁽⁹⁾」と推測した。

11月7日、原は、桂の求めにより官邸において会見した。原の記するところによると、「最初の中桂の談話は少しく要領を得ざりしが、察するに彼は色々の方面より政友会にて其方針を執れば第二十二議會は無事ならんとの説を聞き、先頃の決意を翻したるにあらざるも少しく方向に迷ひ居たるが如し、依て余よりは議會を無事に経過すべき算用立たず危険を犯すよりは寧ろ議會前に円滑に政権の授受をなすに若かず、御同様に其方針に進む方得策なりと口を切りたれば、彼も同感を表し、……自分は何時にてても差支なし、只あまり時日切迫に付如何かと案じたる訳なりと云ふに付、余は切迫には相違なれども西園寺をして決心せしむる方に尽力すべしと云ひ桂も同意を表したり、此談判の生じたるは、前々よりの会見にて議會開会前と略々決定はしたれども時機は尚ほ協議すべしと云ふ事になり居たるにより生じたる訳なれども、桂は多少外間の説に迷はされ一時の無事を望みたるやにも見えたり⁽¹⁰⁾」原は、桂が再度居すわりの気をおこすまゝに、はやく膳立てをおわり、西園寺・桂の会見にまで筋書を運ばなければならなかった。

桂首相は、天皇に随行して伊勢に参拝し、11月19日、帰京した。この日、松田正久が、「昨夕西園寺と内談の末なりとて、桂への返事は四五日乃至一

週間延引する方然らん、否らざれば伴食大臣等政党に手を入るゝ様の事ありて妙ならず⁽⁶³⁾」と書いてきたが、原は、「夫れは不可なり、……桂より自分の方は宜しけれども西園寺の準備如何との間に対して我より其返事を延ばし居るは、万一事破れたるときは非は彼にあらずして我に在るが如くなりて、已むを得ず議会に臨み甚だしき不利を醸すならん、故に我より迫らず彼れより求めしむるが如き政略は此際不得策なり⁽⁶⁴⁾」と論破した。西園寺や松田よりも原のほうが読みが深く、政略家であった。

そして、27日、原は、首相官邸で桂と会見し、「西園寺の意思なりとして、上陸下の御信任あり元老に異議なければ何時にても桂内閣の後を継ぐべし、其授受の如きは議会開会前を以て好時機とする」と返答した。この返答振りにつき西園寺と内議したとき、西園寺は、「清韓問題、陸海軍問題等に関し多少の条件を附し、現内閣が其始末をつけたる上にて引受くる」考えであったが、原は、あくまでも議会開会前に引き受ける方針で、「一切条件らしき事なきを可とす」と反対し、結局、西園寺もこれに同意した。西園寺は、原の台本どおりに動くだけであった。桂は、原の返答を聞き、「然らば小村〔対清談判〕の復命を待つて直に辞意を発表すべし」と約束した。また、「山県には伊勢に供奉にて出張前二時間も内話し異議なし」ということであった。そして、29日、戒嚴令と新聞雑誌取締令は廃止された。

政権授受の膳立ては、桂と原のあいだで隠微のうちにすすめられた。しかるのち、その筋書を元老に伝え、了解をうるため、何食わぬ顔で元老に相談をもちかけ、その指導を仰ぐ素振をとったが、内心では、元老を見くびり、邪魔者扱いにしていた。とくに桂は、元老の前では躊躇していたが、原には、「伊藤は自ら内閣に立つの意思なし、……山県に自ら立てと云つて迫らば到底余の考に従ふの外なし⁽⁶⁵⁾」と威張ってみせた。また、「伊藤は山県と内談せざるを得ずと云ふに付夫れは其通ならん、其内談に自分加りても宜し、但自分には其必要なる関係はなけれども伊藤と山県とは必要ならんと答へ置きたり⁽⁶⁷⁾」と、元老軽視の言をはいていた。

伊藤が政友会総裁であるあいだ、桂は伊藤の援助を必要とし、伊藤の了解をうるには、山県の後援が不可欠であった。ところが、政友会が西園寺そのじつ原に相続されると、桂は原と直接交渉をはじめた。そうなれば、山県の後援も不可欠ではなくなる。山県は、伊藤を枢密院に葬ることによって、みずからをも葬ることになったのである。それに、伊藤・山県は、みずから桂・西園寺・原の後見人・指南役をもって任じていたが、実際には、逆に彼らによって操縦されざるをえない立場になっていた。そして、自分たちの勢力後退の兆候を察して煩悶した。

伊藤は、桂からまず自分に政権交替の相談があるものと考えていた。「要するに桂の主動者たる姿を好まざる⁽³⁾」様子であった。また、桂が後継内閣は西園寺のほかなしと述べたところ、伊藤は、「何れ西園寺は余に相談したる後ならでは君に返答はなさざるべきも西園寺は随分困難するならん⁽³⁾」と答えたという。元老凋落の趨勢にあせりを感じていたのであろう。翌日、西園寺が伊藤をたずねると、伊藤は、「山県は随分意地悪き男なれば桂の意思は慥かに誠意なりと思ふも其場合に臨んで桂の思ふ様にもならざる事あらん⁽⁴⁾」と、あれこれ好意的忠告をしたが、西園寺と原は、伊藤に相談することなく、すでにその前日、後継内閣を引き受けると桂に返答していた。

山県も、まず自分に相談があるものと考えていた。桂が後継内閣は西園寺以外にないと説いたところ、山県は、「夫れは無効の事ならざるか、陛下に奏上したりとて聞き置くとあれば夫迄ならん⁽⁴⁾」と冷淡に答え、露骨に不快の情をあらわした。自分をさしおいて政権譲渡の談合をおこなっていると知って、神経をさかなでされる思いがしたのであろう。「其意味明瞭ならざるも、結局桂等の考のみにて往くべきにあらず元老の考次第なりとの意味を示したるにてもあらんかと思はる、要するに西園寺内閣に対し異論を唱ふれば唱ふるものは山県のみなり⁽⁴⁾」と、原は日記に書いている。

桂と原は、伊藤・山県のこのような反応を引かれ者の小うたと受け流し、いくらか快感もいただいたようである。しかし、元老を度外視すると、円滑な

政権交替は望めなくなるので、伊藤・山県のきげんをそこねないよう、相談の手順・形式に気をつかい、いささか敬遠気味であった。元老のごきげん取りにうんざりしていたのである。

伊藤は、西園寺内閣それ自体には異存はなかったが、自分が軽視され敬遠されていると知ると、いつまでも政局の主動者でありたいと煩悶し、だだをこねた。11月18日、原は西園寺に面会し、京都駅で伊藤と立談した様子を聞いた。それによると、「伊藤は酒に酔ひ居たる上に入歯を抜き居りて談話甚だ聞取がたかりしも、要するに伊藤の帰る迄は内閣引受に応ずべからず、又桂より受取らざるも内閣は自滅するならんなどと云ふにありたるが如し、之に対し西園寺は桂より受取る方は将来の為め利益なりと云ひ置きたり⁽⁶³⁾」という。また、27日、原が桂から聞いた話では、「伊藤は自分の帰朝までは辞表を出さざる事を堅く云ふに付、夫れは決して帰朝前に投出す様の事なしと云ひ置きたるが、伊藤は陛下にも、帰朝までは桂申上げて御採用なき様にと申上げ置きたりと云ふ事⁽⁶⁴⁾」であった。これまで権勢をほしいままにしてきた伊藤にとって、彼の留守中に政権交替がおこなわれることは、ひどくその自負心を傷つけられることだったのであろう。翌日、原は、桂と会見の次第を西園寺に報告し、「桂の口振にては伊藤は異議なきも例の通何かグズグズ云ふらしきにより桂も注意したるが、伊藤には断然たる決意を示すの外なし⁽⁶⁵⁾」といったところ、西園寺もこれに同意した。

伊藤は、もともと、性格も淡泊であり、西園寺内閣に異論があるわけでもなく、後進政治家に厄介者扱いされていることにきげんを損じ、動揺しているにすぎなかったから、じゅうぶん礼を尽し、彼をたててその自尊心をくすぐっておけば、きげんをとりのおし、「グズグズ云ふ」こともなかった。12月5日、西園寺が伊藤の韓国からの帰朝を大磯に出迎えたところ、伊藤はすこぶる上きげんで、翌朝、さっそく西園寺を訪問した。7日の原の日記によると、「西園寺より桂への〔政権引受けの〕返答を内話せしに伊藤同感を表し、且つ今後に於て授受に妨げとなるべき談話はなかりしと西園寺は云へり、乍

去桂より提議せし場合に於て實際如何あらんかは計るべからず、尤も伊藤は元老に異議なければとの言に対しては、今後は陛下の御信任あればと云ふのみにて可ならんなど云ひ、頗る同情を寄せたりと云ふ事なれども、対山県の暗流は何時発せんも知るべからず。」そして、15日、こんどは原がごきげん伺いに参上し、伊藤から「進んで韓国統監となり彼地に往く事」を聞いたので、原が「保護国統治の憲法は侯によりて定まるならん」ともちあげると、伊藤は、「今回彼地の事〔日韓協約〕成功せしに因り乗り気になり居たれば之を止むるも止らざるべく」、というほどの上きげんであった。⁽⁶⁾

しかし、山県は、陰湿な性格のうえに、伊藤との対抗心が強く、政党内閣にも反対であったから、伊藤のように一筋縄ではいかなかった。11月12日、原が藤田伝三郎から聞いた話では、京都で山県に面会したところ、「桂首相が内閣を西園寺に譲る事に関し伊藤には疾より内話し居ながら自分には話さず、平田東助などによりて内意を伝ふるなど甚だ宜しからずとて頗る不快の念を抱き、万事に就き桂に反対し八ツ当りの有様なりしが、桂最初は之を悟らず後に之を探知し、山県が伊勢に供奉にて出発前篤と内談せし由にて、今は山県大に解けもはや何事もなし」ということであった。これは「桂の談話並に曾て山県、桂の間甚だ不良なりしと聞きたるに符合せり、但し西園寺に対しては山県何等の隔意なし、只だ政友会総裁たる事は彼の好まざる所なるも、今回桂は政友会総裁に譲るにあらずして西園寺侯に譲るの趣旨なるにより山県異論なし」と、原は記している。しかし、政友会総裁に譲るというも、西園寺に譲るというも、結局は同じことであり、山県説得の方便にすぎなかった。

山県は、政党内閣に反対であったが、みずから立って政権を担当する自信もなかったので、最後まで横車を押しとおすことはできなかった。のちに、山県は、徳富猪一郎に、「西園寺を首相に推薦するや、単に華胄の重望として、之を推薦したるものにして、必ずしも政党の首領として之を推薦したるにあらず。且つ其の条件としては、一切前内閣の遺策を踏襲することを以て

した」と語っている。徳富は山県に調子をあわせているが、原ならば、これを、山県みずからを慰めるための弁明と解し、かえって憐憫の情をいただいたであろう。桂と西園寺の政権授受には、なんら条件は付されていないからで、西園寺内閣が桂内閣の政策を踏襲するかどうかは、結局、その後の客観的条件と西園寺・原の判断にかかっていたのである。

桂首相は、諸元老を説得したのち、満韓問題の解決をまっぴら辞職することに決し、その時期がくるのをまっていた。第2次日韓協約(韓国保護条約)はすでに11月17日に調印され、日清条約も12月18日には談判終了の見込みとなった。12月17日、原は桂の私邸によばれた。この日、原は、かねてから悩みの種であった(不義の事実発覚)、貞子夫人との協議離婚の手続きをおえて、せいせいしていた。会見の席で、桂は、「今夕又は明日北京に於ける談判終了の電報あるべき筈なれば、……西園寺侯と公然会見して内閣授受に関する協議をなし其承諾を得て上奏するに至りたし」と提言し、原は、「十九日桂より西園寺を往訪すべき旨電話にて申送りなば西園寺より都合上首相官邸を訪ふ事となすべし」と約束した⁽⁶⁾。また、「桂は西園寺が各元老を訪ふて其意思を慥かむべき事、寺内陸相は山県の手を経て留任せしむる事、夫にても諾せざれば目下軍隊引上げ結了せざれば陛下の御一声を願ふの外なき事、山本海相には直接面談して後任者を定むる事、貴族院を無視せざる事(此事に就ては桂は其向々にも既に諷示し置けりと云へり)、政友会内閣なりと標榜せざる事等の注意をなしたり、尚将来互に親密を保ち国家に貢献すべき事を談合したり。」⁽⁷⁾原は、桂と会見後、夜ふけであったが、西園寺をたずねて桂の談話を伝え、なお、閣員の選擧、議会議員の人選、対元老の件などにつき協議した。

12月19日、西園寺は、予定どおり桂首相を官邸に訪れた。会見の様子は、西園寺が「政府議会の間に円満を計るが為めに其理想を實行するには自分其任に当るの決心を起せりと答へ、桂も至極同感を表し極めて打解けたる談話なりし」という⁽⁸⁾。この会見後、西園寺は、伊藤・山県を訪問するつもりであ

ったが、まず伊藤を訪問したところ、伊藤は「元老を歴訪するよりは元老会議を開らく事然るべし」と注意した。翌朝、西園寺が桂をたずねて伊藤の意見を伝え、桂も、それならばというので、21日に元老会議を開くことにしたが、官邸退出後、西園寺が松田・原と閣僚選考について協議していると、桂から、「伊藤は矢張り山県訪問する方可なりと云ふに付訪問して意見を尋ねらるゝ事となされたし」という書状を送ってきた⁽⁶⁴⁾。20日に伊藤が参内したところ、「陛下より伊藤より各元老に西園寺に内閣を組織せしめ之を助る事を諮れとの勅諭なりしも、夫れは桂より西園寺に直接の談話をなし居れば、元老に対しても西園寺より直接に諮る方然らんと奉答して御免を被りたり⁽⁶⁵⁾」という。おそらく、天皇の勅諭により元老会議を開いたとあれば、西園寺内閣の中心課題である戦後経営の遂行に、責任を分担させられることになるのを警戒したのであろう。かくて元老会議は開かれなかった。

20日夜、西園寺は桂の申し越しにより官邸を再訪した。そして、「桂より明日辞職の事並に西園寺後継内閣組織の事を奏上せしに、陛下は何づれも御異議あらせられざるも小村外相清国より帰朝せず、其留守中に内閣更迭は宜しからざるに付帰朝まで待つべしとの御意なり、但し西園寺は新内閣の組織に着手しても宜しとの仰なりと云ふに付、不得已更迭は一月六日まで延期する事となれり⁽⁶⁶⁾」と聞いた。西園寺は、翌朝、山県を椿山荘に訪問したが、西園寺によれば、山県は「無論異議なく且つ十分の助力をなすべき旨明言し、尚ほ寺内の留任を受合ひ又平田の入閣にも賛成せり⁽⁶⁷⁾」という。また、「伊藤の云ふ所によれば西園寺に対し山県は頗る之を称賛し居たりと云ふ⁽⁶⁸⁾」⁽⁶⁸⁾。ついで、西園寺は井上・松方を訪問したが、ともに異論はなかった。西園寺・桂が元老のきげん取りに腐心している様子が目にみえるようである。かくて内閣の更迭は平穩裡におこなわれることになった。

桂首相は、21日、臨時閣議を開いて西園寺との交渉結果を報告し、内閣総辞職を正式に決定、のち参内して辞表奉呈、西園寺を後継首相に推薦した。この日、統監府および理事府官制が公布され、伊藤が初代統監に任命され、

山県が伊藤の後任として枢密院議長に任命された。翌22日、北京で、満州に関する日清条約ならびに付属協定（日清満州善後協約）が調印された。第22議会は、25日に召集され、28日に開院式を挙行政したまま、休会にはいっていた。以後、議会は12月末に召集され、開院式をあげただけで、翌年1月下旬まで休会にはいるのが慣例となった。

こえて明治39年1月1日、小村寿太郎が帰国して日清交渉の経過を復命し、6日、日清条約が批准され、同時に、日露講和会議録が公表された。かくて桂内閣の重要問題はすべて解決した。西園寺は、6日午後、参内して内閣組織の大命をうけ、7日午前、国务大臣の親任式がおこなわれ、西園寺内閣が成立した。閣員は、外相加藤高明、内相原敬、蔵相阪谷芳郎、海相斎藤実、法相松田正久、農相松岡康毅、逓相山県伊三郎、陸相は寺内正毅の留任、文相は牧野伸顯帰国（3月27日）まで西園寺兼任であった。

- 注 (1) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻続、235～7ページ。
 (2) 小林雄吾編『立憲政友会史』第2巻、242ページ。
 (3) 大津淳一郎『大日本憲政史』第6巻、147ページ。
 (4)(5) 『原敬日記』第2巻続、261～2、263～6ページ。
 (6) 同上、260ページ（明治38年8月1日）。
 (7)(8) 同上、269ページ。
 (9) 谷寿夫『機密日露戦史』原書房、1966年、666ページ。
 (10) 『大日本憲政史』第6巻、152ページ。
 (11) 『原敬日記』第2巻続、271ページ。
 (12)(13) 『立憲政友会史』第2巻、244～5、246ページ。
 (14) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』坤巻、296～7ページ。
 (15) 『立憲政友会史』第2巻、248ページ。
 (16) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻、675～6ページ。
 (17) 『直言』第32号、明治38年9月10日（岸本英太郎編『明治社会運動思想』上、青木文庫、1955年、286ページ）。
 (18) 『公爵桂太郎伝』坤巻、297ページ。
 (19) 井上侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第5巻、94～5ページ。
 (20)(21)(22) 『原敬日記』第2巻続、274～6ページ。
 (23)(24) 同上、276～7ページ。

- 65) 同上, 277ページ。
 66) 『立憲政友会史』第2巻, 252~3ページ。
 67)69) 『原敬日記』第2巻続, 279, 280~1, 281ページ。
 68)1) 同上, 284ページ。
 62) 同上, 286~7ページ。
 63)34) 同上, 289ページ。
 65) 同上, 290ページ。
 66)69) 同上, 264~5ページ(明治38年8月22日)。
 67) 同上, 267ページ(同年8月26日)。
 68) 同上, 269ページ(同年8月27日)。
 64) 同上, 267ページ(同年8月23日)。
 41)42) 同上, 284ページ(同年10月24日)。
 43)44)45) 同上, 288, 290, 291ページ。伊藤は、韓国保護条約締結のため、特派大使として韓国派遣を命ぜられ、11月5日出発、12月5日大磯に帰着、8日上京参内のうえ復命した。
 46)47) 同上, 292, 294ページ。
 48)49) 同上, 293ページ。
 60) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻, 725ページ。
 51)52) 『原敬日記』第2巻続, 296ページ。
 53)54) 同上, 298ページ(同年12月20日)。
 55) 同上, 300ページ(同年12月24日)。
 56)57) 同上, 299ページ(同年12月21日)。
 58) 同上, 301ページ(同年12月24日)。

む す び

桂・西園寺の密約による政権授受は、伊藤・山県の勢力後退を物語っていた。憲政本党総理大隈重信は、「閣臣の任免は明かに大権の発動なるに、或勢力実^{ママ}に之を紊乱するか如し。換言すれば元勳は内閣の製造家なり今や桂内閣辞職せりと伝ふ恰も是れ雲霧茲に晴れたるの感なくんば⁽¹⁾あらず」と評し、西園寺内閣の成立を歓迎した。しかし、伊藤・山県の影響がなくなったわけではない。西園寺・原は、閣員選考の過程において桂と協議し、元老の意向

に気を使わねばならなかった。明治39年1月4日、桂は、興津別邸の井上にあてた書簡のなかで、「西園寺侯トハ屢々面会、殆ソド新内閣組織之手伝人トモレ可申有様ニ而、随分年末年頭共多忙ヲ究メ申候」と書いている。原の日記によると、組閣の方針および経過は、つぎのようであった。

原は、38年8月23日、はやくも西園寺と「西園寺内閣の顔振に付一応内談し」、組閣の方針について、「此内閣は人材を求めんとするよりは内閣の一致鞏固を望むを主とすべし」と意見一致していた⁽³⁾。そして、12月19日の桂・西園寺の会見後、具体的な入閣交渉を開始した。原はまず加藤高明に面会して入閣を要請したが、「加藤は政界の現況を解せず進歩党一派の説を聞き現内閣は辞職せざるものと妄信し居たる事とて其意見甚だ妙ならず。要するに加藤は大蔵を受持つ事と信じ居たるものと見え井上伯の意見を聞く事今日の為体の如くなる事能はず、故に右様にて受けがたし、外務なれば宜し、……何づれにしても内閣員の顔振次第にて御断りするかも知れず」という、そっけない返答であった。加藤は、第17議会直前に伊隈提携を斡旋してから、政友会と憲政本党のあいだをとりもち、原ともしばしば接触していた。原もそれを考慮しての入閣要請だったのであるが、結果は期待に反していた。よほど腹にすえかねたのであろう、原はこの日の日記に、「彼れは案外幼稚なる思想の人にて、世間が思ふ程の政事家の資格を有する人にあらざれば、其云ふ所甚だ時勢に適せざりき⁽⁴⁾」と、加藤を酷評している。その後、加藤は、「此際其選に漏るゝを恐れた」のか、西園寺に面会して「閣員の選択は一切西園寺の意思に任かす等何づれも承諾⁽⁵⁾」し、態度を緩和した⁽⁶⁾。

ところが、こんどは元老が加藤の入閣をしぶった。24日、原が井上・伊藤を訪問したとき、「加藤高明の事に関し井上も伊藤も氣遣ふと云ふに付、加藤は全然今日迄の態度を一変する積なり、既に態度を一変せば入閣せしむるも可ならずやと云ひたるに、井上は夫れは妨げなし、日英同盟も彼の主張に起れりと云つて何等の隔意なく伊藤は十分の賛成にもあらざりしも之を妨げざるの意思を漏らせり⁽⁷⁾。」こうして、加藤は外相に就任したが、やがて2カ

月足らずのうちに内閣を去ることになり、5月19日、林董がかわって外相に就任した。

他の閣僚についても、西園寺・原は、いちいち元老に相談しなければならなかった。すなわち、西園寺が訪問したとき、「井上は大蔵大臣として阪谷〔大蔵次官〕必らずしも適任ならざるも従来の行掛りを知り居れば可ならんと云ひたる由⁽⁶⁾」であった。また、「松方は西園寺に賛成し殊に牧野伸顕〔大久保利通の次男、駐澳公使〕を入閣せしむべしと云ふに対しては松方大に喜び、任地奥国に発電するなれば松方も賛成の旨添られたしと云へりと、又阪谷芳郎が大蔵大臣たる事を伊藤より内話ありたりとて松方に相談に往けりと、而して松方は阪谷を不可なりとせざれども彼は智恵もなき癖にえらがるなどと冷評し居たり⁽⁷⁾」と、西園寺は語っている。要するに、「新閣員中松岡康毅〔貴族院勅選議員〕は貴族院の都合宜しからんとて桂の内話より起り、山県伊三郎〔有朋の甥、のち養子〕は最初平田東助に交渉し同人辞するにより余の注意にて山県に決定せり、要するに山県元師との関係なり、斎藤実は山本海相の推挙なり、牧野伸顕は薩人一名入るゝ必要に起る、阪谷は不十分なるも一時可ならんと井上伯等の内話に基きたるなり⁽⁸⁾」と、原は日記に書いている。

首相の西園寺は政友会総裁であったが、閣僚中、政友会員は原・松田の二人にすぎず、その他は、当時大隈系に属していた加藤をのぞいて、主として山県派の官僚がしめていた。したがって、閣僚の構成から見るかぎり、西園寺内閣は、「形式に於ては政党内閣たるが如き観ありしと雖も、其の実は政友会と官僚派^{山県}_{桂系}の聯立内閣なりし⁽⁹⁾」という形容があたっていた。しかし、西園寺内閣は、たんなる隈板=憲政党内閣の再版、あるいはまた伊藤=政友会内閣の再版ではなかった。

日露戦争中に、政党が天皇制絶対主義の統治機構を内部から変革するための主体的条件が成熟し、原敬に率いられた政友会は、日比谷騒擾事件という客観的条件を利用しながら、「政府議会の間に円満を計るが為め」という切り札を使って、桂から政権をゆすり取った。伊藤・山県の言動は依然として

重要であった。彼らの同意をえなくては、政権交替も組閣も困難であった。しかし、元老は桂・西園寺・原の慎重な策動を阻止することができないばかりか、かえって彼らに操縦されざるをえない立場になり、つنبば棧敷に置かれる始末になった。日露戦争後数年の桂园時代は、この戦争中の密約からはじまったのである。かかる意味において、桂と西園寺・原との談合により政権交替がおこなわれたのは、西郷隆盛と勝海舟との会見によって江戸城が「無血開城」されたのにも等しかった。

政友会を率いて絶対主義の城郭にのりこんだ原敬は、専制と正面から対決することを避けて、これと妥協・取引しながら漸進的に絶対主義機構の改革をすすめて、徐々に権力を蚕食して、最後には政党政治の統制下に専制官僚をひきこみ、天皇制のブルジョア君主制化を実現しようとしていた。内相に就任した原が、いち早く警視庁の改革に着手し、第23議會に郡制廃止法案を提出したのも、そのような意図を示すものであった。

一方、桂は、政党の援助なしには政権の維持も政策の推進も不可能であることを知り、いつまでも絶対主義機構の強化・超絶にすぎりつく山県とは、別の道を歩むようになった。「山県、桂の間甚だ不良」となったのも、そのためであった。しかし、桂は、西園寺・原、したがってまた政友会の軍門に降ったのではなかった。真の勝利者は、政友会の背後にいる独占ブルジョアジー、なかんずく、日露戦争の戦費調達において、国家にたいし事実上債権者の地位に立った銀行資本家であった。

日露戦争の遂行過程で、日本帝国主義の政治体制が形成され、絶対主義天皇制は、日本帝国主義の権力としても機能するようになった。日本帝国主義の権力としての役割を機能的に代行し、本格的な帝国主義的諸政策を推進していくことが、日露戦争後における天皇制の最大の存在理由となったが、それは、もはや金融独占資本の意向を無視しては実現不可能になった。かかる事実は、ますます、桂に政党との協力の必要を認識させ、原に天皇制の漸進的な上からの改革の必要を痛感させることになった。だからこそ、彼らは、

「尚将来互に親密を保ち国家に貢献すべきことを談合した」のである。また、ここに桂園時代の現実的基盤があったのである。

かくて桂と西園寺・原との密約による政権交替は、明治44年の「情意投合」の序曲にはかならず、情意投合とは、絶対主義天皇制と金融独占ブルジョアジーとの本格的なブロック形成の政治的表現にはかならなかつたのである。また、桂園時代は、専制と金融寡頭との密月時代のはじまりを意味していた。そして、桂園時代の政治史は、大正期の政治史と本質的に共通した性格を示すことになるのである。

注 (1) 小林雄吾編『立憲政友会史』第2巻, 271ページ。

(2) 世外井上侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第5巻, 186ページ。

(3) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻続, 267ページ。

(4)(5) 同上, 299ページ(明治38年12月20日)。

(6)(8) 同上, 300ページ(同年12月23日)。

(7) 同上, 301ページ(同年12月24日)。

(9) 同上, 302ページ(同年12月26日)。

(10) 同上, 305ページ(明治39年1月7日)。

(11) 大津淳一郎『大日本憲政史』第6巻, 226ページ。